

午前十時四分 開議

○青木委員長Ⅱただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託されました全議案・請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○武藤委員Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、今日、四問準備をさせていただいております。よろしくお願いしたいと思います。お願いいたします。

それではまず最初、小児医療施設・分娩取扱施設等への支援についてということで質問いたします。

一般質問でも出生数のことが言われておりました。先日発表された人口動態調査によれば、全国的に出生数は減少しております。佐賀県においても同様の傾向だというふうに思います。ひいては子供の数が減ることにより、小児医療施設や分娩取扱施設の経営にも大きく影響していくのではないかと心配をいたしております。

もちろん産む産まないは個人の自由でありますけれども、そういった中で、この六月議会では小児医療施設や分娩取扱施設に支援をされる提案を出されております。これにより医療施設の経営が少しでも持ち直せるきっかけになればいいなというふうに思っています。

それで、次の点について質問していききたいと思います。

まずは県内における小児医療施設や分娩取扱施設についてです。

安心して子供を産み、子育てができる、そのためにはこういった施設はとて必要なんです。今、県内において入院できる小児医療施設の施設数はどのぐ

らいあるのでしょうか。お示しください。

○福田医務課長Ⅱ令和七年度末で十施設ございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱでは、身近なところで健診を受け、分娩ができることはとても望ましいと思うんですが、分娩の取扱施設はどのようになっていますか。

○福田医務課長Ⅱ同じく令和七年度末で二十一施設となっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ分娩を取り扱わない産科の施設もあるとのことなんですけれども、県内ではどのくらいあるでしょうか。

○福田医務課長Ⅱこちらも令和七年度末で七施設ございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

次に、今回提案されている事業の対象施設の要件、そして、支援額の算出方法とか、その施設数についてお聞きしたいと思います。二年目になる事業のようですが、年度別、補助事業別に伺いたいと思います。

まず、小児医療施設への支援ですが、対象施設の要件、そして支援額の算出方法、対象施設数についてどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○福田医務課長Ⅱまず、令和七年度について申し上げます。

対象施設の要件は、小児中核病院であること、令和五年度の十五歳未満の入院患者数が平成二十九年度から令和元年度までの三年間平均を下回るることなどとなっております。

対象施設数は一施設でございます。

支援額の算出方法につきましては、小児科部門の病床数掛け二十五万円となっております。

次に、令和八年度について申し上げます。

対象施設の要件は、小児中核病院または小児地域医療センターのうち、休日、夜間の診療体制を整え、他の施設から患者を受け入れていること、令和六年度における十五歳未満の入院患者数が令和五年度を二%以上下回っていることなどとなっております。

対象予定施設数は二施設でございます。

支援額の計算方法につきましては三つございまして、そのうち一番少ない額の二分の一が支援額となります。三つのうち一つ目は、一施設当たり十万五千二百円掛け小児専用病床数掛け入院患者減少率、二つ目は、令和七年度の小児病床に従事する医師等の人件費掛け入院患者減少率割るの百、三つ目は先ほどの人件費から寄附金その他の収入額を引いた金額でございます。

なお、入院患者減少率とは、小児患者について令和五年度の入院患者数から令和六年度の入院患者数を引いた数を令和五年度の入院患者数で割り、百を掛けた数でございます。小数点以下は切り捨てで、計算に用いる際は一〇%が上限となります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

今、小児医療施設についてお聞きしましたけれども、分娩取扱施設の支援については、支援事業における対象施設の要件、支援額の算出方法及び対象施設数、どのようになっているのかお示してください。

○福田医務課長Ⅱまず、令和七年度について申し上げます。

対象施設の要件は、令和五年度の分娩取扱件数が平成二十九年度から令和元年度までの三年間平均を下回ることなどとなっております。

対象施設数は九施設でございます。

支援額につきましては、病院または診療所が二百五十万円、助産所が百万円となっております。

次に、令和八年度について申し上げます。

対象施設の要件は、令和六年度の分娩取扱件数が令和五年度を五%以上、下回ること、令和七年四月一日から同年九月三十日までの分娩取扱件数が二十五件以上あることなどとなっております。

対象予定施設は五施設でございます。

支援額の計算方法は三つございまして、そのうち一番少ない額の二分の一が支援額となります。三つのうち一つ目は一施設当たり百十六万円掛け分娩取扱件数減少率、二つ目は令和七年度の分娩取扱施設の運営に必要な医師等の人件費掛け分娩取扱件数減少率割る百、三つ目は先ほどの人件費から寄附金その他の収入額を引いた金額でございます。

なお、分娩取扱件数減少率とは、令和五年度の分娩取扱件数から令和六年度の分娩取扱件数を引いた数を令和五年度の分娩取扱件数で割り百を掛けた数でございます。小数点以下は切り捨て、計算に用いる際は一五%が上限となります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

ほかに地域連携周産期支援事業、これは二通りあって、分娩取扱施設というのがあるんですけども、この分娩取扱施設における対象施設の要件、そして、支援額の算出方法、施設数について伺いたいと思います。

○福田医務課長Ⅱまず、令和七年度について申し上げます。

対象施設の要件は、分娩を取り扱う病院が一以下かつ診療所が二以下の二次医療圏に所在すること、産科部門の収入額等が総事業費を下回ることなどとなっております。

対象施設は三施設でございます。

支援額の計算方法は三つございまして、そのうち一番少ない額が支援額とな

ります。三つのうち一つ目は、国が定める基準額でございます。令和六年度の分娩取扱期間に応じて三通りの金額がございまして、例えば、年間九カ月以上の分娩取扱の場合は一千四百十万円となっております。二つ目は、事業の実施に必要な令和六年度の職員人件費等の経費。三つ目は、令和六年度の総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他の収入額を引いた金額でございます。

次に、令和八年度について申し上げます。

対象施設の要件は、年度要件が異なるだけで令和七年度からの変更はございません。

対象予定施設は二施設となっております。

支援額の計算方法については、令和七年度と年度要件が異なるほか、国が定める基準額が改定をされておりました、分娩取扱期間が年間九カ月以上の場合是一千二百二十四万六千円となっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

では、地域連携周産期支援事業で分娩を取り扱わない産科施設について、対象施設の要件や支援額の算出方法、そして、施設数についてもお示しいただきたいと思います。お願いいたします。

○福田医務課長Ⅱまず、令和七年度について申し上げます。

対象施設の要件は、令和六年度に分娩実績がない、または分娩の継続が困難になり分娩取扱を中止したこととございます。あともう一つ、令和六年度において妊産婦の健康診査を実施したこととなっております。

この事業は、施設や設備の整備を行った施設が対象ですけれども、令和六年度に整備した施設がなかったため、対象施設はございません。

次に、令和八年度について申し上げます。

対象施設の要件は、令和七年度に分娩を取り扱っていない、または同年中に

分娩取扱を中止したこと、令和七年度に妊婦の健康診査及び産後管理ができたこと、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築していることとなっております。

対象予定施設は一施設でございます。

支援額の計算方法は三つございまして、そのうち一番少ない額の二分の一が支援額となります。三つのうち一つ目は、国が定める基準額でして、施設整備の場合は七百二十三万九千円、設備整備は四百六十三万円となっております。

二つ目は、令和七年度における施設または設備の整備経費。三つ目は、総事業費から寄附金その他の収入額を引いた金額でございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございました。

今、事業の内容について、それから、対象施設数について詳しく御答弁をいただきました。

お聞きしていると、どんどん対象施設数が減っているということで、本当に危機を何とかしたいという思いで事業をしていただいているんだけど、残念ながら現実的にはそうっていないんじゃないかなという心配も持ったわけです。

この事業で昨年度に支援を受けた施設からはどんな声が上がっているのでしょうか。多分喜ばれていると思うんですけど、改めて皆さん方がどのよう to 受け止めておられるのか、施設からどんな声が上がっているのかお聞きしたいと思います。

○福田医務課長Ⅱ地域連携周産期支援事業の分娩取扱施設で支援を受けた医療施設からは、令和七年十二月時点での経常利益はマイナス一千万円を超えていたけれども、支援によって、経常利益はマイナスの二百六十万円まで改善し、何とか産科診療を継続できているというようなお話がございました。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱそんなふうに、対象施設の方たちからは、やっぱり県の支援があるということ、国の支援からもあるということで喜ばれていると思うんですね。この事業は、一般財源も一部投入されて今回提案されているんですけども、主には国の医療施設等持続化支援事業費補助費、これを活用して行われております。出生率が減少していく中で、経営面でも、もう御苦労の多い小児医療や分娩取扱施設にとっては本当に助かる事業だと思うんですね。先ほど声を御紹介していただきましたけど、そういうふうに皆さん思っていらっしゃると思うんです。国庫補助が果たしてどうなっていくのが今後心配されるんですけれども、そういった心配もありますが、やはり引き続き行っていたきたいというふうに考えております。

県としては、この支援事業の継続のためにどのように取り組んでいかれるのか、これは部長にお聞きしたいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○金丸健康福祉部長Ⅱやはり県民が地域で安心して子供を産み育てるためには、先ほど御紹介のあった産科ですとか小児医療がなくてはならないというふうに思っております。

議員から御紹介があったように、出生数の減少は全国的なものでございますので、これらの医療体制を佐賀県も含めて国全体で維持していかないといけないというふうに思っております。そういう意味では、まず一義的には国の責任でやっていただかないといけないというふうに思っております。

例えば、経営が成り立つ診療報酬制度を構築していただいたり、また、今回の支援を単発ではなくて恒常的に取り組まれることが必要だと、そういうふうに認識をしております。

県も今年三月には全国衛生部長会というのを通じまして、例えば、産科医療機関に対する支援制度につきまして、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度の構築の拡充を要望いたしました。また、五月の政策提案では、賃金や物価

の上昇を遅滞なく反映できる診療報酬体制に見直すことですか、二年以内に始まります出産費用の医療保険適用、これにつきましても、地域の分娩取扱機関が今後も安定的な経営ができるような報酬単価とするように提案をしております。

今後も、本県の産科と小児医療の体制を維持できる制度の構築をしっかりと国に提案、要望をさせていただきますとともに、医療体制の在り方につきましても、関係者や市町と議論いたしまして、県としてどのような取組ができるかを検討してまいります。

私からは以上です。

○武藤委員Ⅱ部長ありがとうございます。本当におっしゃっているように、診療報酬の改定、そして、こういった支援事業を国からきちんと恒常的にやっていただきたこと、そして県が提案されたような内容を県の努力とともにやっぱり国に対してお願いしていきたいというふうに思っております。本当に安心して子供を産み育てるという、そういう環境を充実させていかななくてはならないと思いますので、今後ともよろしくお願いしておきます。ありがとうございます。

次に二番目に、妊婦健康診査についてお聞きしたいと思います。

先ほど施設の関係でお聞きしたんですけども、今度、産む側の妊婦さんのほうからの質問になっていくと思います。

今、出産施設で、小児医療施設等の中身についてお聞きしたんですけど、赤ちゃんが本当に無事に生まれてくるためには、きちんと受けていただきたいのがこの妊婦健診なんですね。妊娠や出産は人生にとって喜びとともに大きな変化をもたらすというものです。妊婦さんの御家族や周りの方たちにとっても、母子共に健康であってほしいというふうに願っておられることだと思います。一方で、様々な不安も抱えておられるというふうに思います。特に近年は、

晩婚化や高齢出産も増えたり、それから、基礎疾患をお持ちの方もいらっしゃると思うんですけども、妊娠中の健康管理、とても大切なことだというふうに思っております。

妊婦健康診査は、母体とおなかの赤ちゃんの健康状態を定期的に確認し、異常の早期発見や適切な医療につなげていくために大変大事な取組です。妊婦さんが安心して妊娠期間を過ごしていくためにも大きな支えになっていると思います。この妊婦健診の在り方について質問していきたいというふうに思います。現在、妊婦健診については公費負担で行われております。実施主体と、それから妊婦健診が実施されている目的についてお聞きします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ実施主体と目的についてお答えいたします。

妊婦健康診査は、母子保健法において市町が実施することとされております。目的は、胎児及び母体の健康状態を定期的に確認し、健診を通じて胎児の発育や母体に大きな影響を与えるおそれがある病気を早期に発見し、適切に対応することとなっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱでは、県としての役割をお聞きしたいと思うんです。

県としても、母子保健行政を担う立場から、市町や医療機関との連携、調整などにも必要になってくると思うんですけども、妊婦健診に当たり、県はどのような役割を果たしておられるのでしょうか。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県の役割についてお答えいたします。

妊婦健康診査については、国において妊婦に対する健康診査についての望ましい基準が示されております。この内容を踏まえ、県では、妊婦の利便性向上と市町の事務負担軽減を図るため、各市町からの委任を受けまして、妊婦健康診査の実施に向けました県医師会との委託契約を県で一本化して契約しております。これにより、妊婦にとっては、居住地にかかわらず、県内の医療機関に

において、受診券を使って公費で受診できる体制を整えております。

また、県内だけでなく、福岡県や長崎県の医師会とも契約することで、隣の医療機関もできるようにしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

次に、妊婦健診の実施内容について伺いたいと思います。県が示している公費による妊婦健診についての実施内容、どのようなになっているでしょうか。こういった確認などが行われているのか具体的にお示しいただきたいと思います。

○畑島こども家庭課長Ⅱ実施内容についてお答えいたします。

国が示す望ましい基準では、実施時期及び回数、妊娠週数に応じまして、妊娠初期から妊娠二十三週まではおおむね四週間に一回、妊娠二十四週から妊娠三十五週まではおおむね二週間に一回、妊娠三十六週から出産まではおおむね一週間に一回と推奨されており、妊婦一人につき出産までに十四回程度行うものとされております。

健診の内容ですけど、体重測定や血圧測定、尿検査などの基本的な検査のほか、安全・安心な出産のために妊娠週数に応じて問診や診察が行われております。

また、医師の判断により、糖尿病や感染症などの血液検査や超音波検査などの医学的検査も行われているところです。

さらに、妊娠中の食事や生活、精神的な面につきましても、不安や悩みの解消が図られるよう、保健師や助産師等による保健指導が行われております。以上です。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。健診内容も、今望ましい内容として国から示されているというふうなこともおっしゃっていただきました。

先ほどの御答弁で、受診券十四枚というふうにおっしゃったんです。一回当たり一枚を使うということになるかと思うんですけども、妊婦さんの健康状態とか経過などは本当に一人一人状況が異なってくると思うんですね。健康状態に不安がある妊婦の方で、決まっている十四回を超える健診が必要となる方もいらっしゃると思うんですね。これは医師の判断などもあるかと思うんですけれども、やはり御本人が不安に思われたりして行かなくちゃいけないというふうに思われたりすることもあると思うんです。

先ほどから大体三十六週以降は一週間に一回というふうなことを言われますけれども、やはりこの基準を上回って健診を受けなきゃいけないような方がいらっしゃる場合、その方たちが御自分でこの十四回を超えて受ければ、人によって違うかもしれませんが、五千円以内ぐらいは払わなくちゃいけない、三千円以上はするというふうなこともおっしゃっているんですけども、そうになると家計上の大変大きな負担にもなってくるというふうに思われます。追加の健診がやっぱり必要になったときに、これは十分な配慮が求められるんじゃないのかなというふうに思います。

これについて、例えば、市町で独自に健診回数を上乘せして行っているところもあるというふうにお聞きしているんですけども、こういう取組はまたこれからもお一人お一人の妊婦さんに合わせて、状況も市町で考えて変化していくかもしれないんですけども、そういう決められた十四回以上の健診を受けられるということについては、県としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○畑島こども家庭課長Ⅱ妊婦健康診査の回数についてお答えいたします。

まず、基準や制限についてですけども、現在、県内で行われている妊婦健康診査は、先ほど申しました国が示す望ましい基準に基づきまして実施してありまして、県においては、その回数に制限は特に設けておりません。

市町独自の取組についてですけども、国が望ましい基準で示す十四回程度という健診回数について、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、妊婦の健康状態によって、また、多胎妊娠の場合とか、あと、出産予定日が超過した場合など、十四回程度を超えて必要となるケースがあります。

県内の一部の市町では、妊婦の状況に応じまして健診回数を上乘せし、補助を行うなど、独自の取組を始めているところもございます。

県としましては、こうした市町独自の取組が他の市町に広がっていくよう、先進的な取組の情報提供などを行うことで、妊婦の方々にとって必要なときに安心して妊婦健康診査が受けられる環境が広がっていくよう努めてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○武藤委員Ⅱ御答弁ありがとうございます。市町によって独自に判断されたりということは大いに結構なんですけれども、例えば、一旦お金を払って後で戻ってくるというふうにやっているところもあるらしいんですね。この十四回という一つの受診券が十四枚出されているという中で、ちょっと色を変えてでも十四回以上の部分だというのが分かるような取組ともしながら、実際にお金をその場で払わなくてもいいようなことも考えていただきたいというふうに私は思うんですね。

県は先ほど最初のほうの御答弁で、調整や役割を担っているというふうなこともおっしゃっていたんですけど、その中には、福岡県や長崎県との調整も行っているという言葉があったと思うんですが、特にそういう回数が増えていくときに、ある自治体で実際に増やしていくよとなったときに、福岡とか長崎の医師会に対しても、佐賀県はこうなっているから、よろしく願いますというような調整も、さらに必要になってくるかと思うんです。

ですから、その辺りは県が調整の役割を果たしていただいて、よその県とも

きちつと話し合いを重ねていただく、そして、それぞれの県内の市町が頑張つて、妊婦さんの健康診査がスムーズにできるような、そういう役割を県としても果たしていただきたいというふうに思うんですけど、課長どうでしょうか。〇畑島こども家庭課長〇これまでの県では、そういった隣県との契約であるとか、あと県内におきまして先進的な市町の取組事例などの情報提供を行つてきております。市町からも今後の検討に役立つとの声をいただいております。県としましては、引き続きこういった市町による検討が着実に進むよう、その辺の調整とか必要な情報に努めていきたいと思ひます。

以上です。

〇武藤委員〇福岡や長崎の県とも、きちつと確認しながら調整をお願いしてきたいと思ひます。

また、今後、各市町がいろいろこの事業に対して上乗せをしていくということも十分考えられますので、その辺りの調整を県としても役割が果たせるように頑張つていただけたらと思ひますので、よろしく願ひいたします。

三つ目に、子供の医療費助成制度についてです。

子供の医療費助成制度は、県の担当する皆様をはじめ、市町の担当者の御尽力もあつて、現在では現物給付方式となり、御家族の方たちから大変喜ばれています。今年、令和八年一月からは、県内全市町において高校生までを助成対象に拡充されました。市町も財政負担が大きい中で、子供たちのために頑張つていただいております。

とはいえ、県内の地方議員さんからお話を聞きますと、入院、通院に際しての初回分の保護者負担を廃止している市町もあるなど、市町によつては違ひが出てきています。私は子育て環境がさらなる充実をしていくように願つております。「子育てし大県」というふうに知事は言われておりますけれども、県からの一層の支援をぜひ期待しているところです。

そこで、何点が質問したいと思ひます。

現在、県内の各市町における子供医療費助成制度の実施状況はどのようななつていますでしょうか。

〇畑島こども家庭課長〇各市町の子供の医療費助成についてお答えいたします。子供の医療費助成は、県内の全ての市町で高校生年代までを助成対象として、助成額をあらかじめ差し引いた自己負担分のみを医療機関で支払えば済む現物給付方式により実施されております。

医療機関で保護者が支払うべき自己負担額は、事業の実施主体である市町によつて異なつております。例えば、十三市町では、通院の場合で一回当たり五百円、月二回までの自己負担で済むようになっております。また、四市町では、医療機関での高校生年代までの自己負担をゼロにしている状況にもございます。市町による子供の医療費の助成額は、令和六年度は約三十三億三千万円、令和七年度は約三十三億五千万円となっております。

以上です。

〇武藤委員〇ありがとうございます。

自治体関係者だとか市町の議員さんからは、もう少し県も助成額を出してもええたら助かるんだけという声をお聞きするんです。

県は、現在、支援の状況、どのようにしておられますか。

〇畑島こども家庭課長〇県の市町への助成状況についてお答えいたします。

県は、小学校就学前の子供の医療費について、市町が負担する経費の二分の一を補助しております。県の補助実績ですけれども、令和六年度で約六億五千万円、令和七年度で約五億八千万円、このほか、審査手数料に関するものが、令和六年度で約二千五百万円、令和七年度で約二千万円となっております。

また、いわゆる国保ペナルティーについては、令和六年度は約一千六百万円ございましたが、令和七年度からは子供の医療費助成に係る国保ペナル

ティーが廃止されたため、県補助は発生していない状況となっております。
以上です。

○武藤委員Ⅱ令和六年度、令和七年度、資料もいただいておりますけれども、県の補助制度というのは、就学前の子供ということで就学前の助成しか行っておられないわけですね。県が市町への対象年齢を拡大することによって、市町の負担を軽減することにつながっていくと思うんです。例えば、初回の自己負担、入院で一カ月千円、通院で五百円の掛け二ということなんですけれども、自治体によつては、これをもらっていない、本当に完全な無料という形を取っている自治体も四自治体はあるわけです。本当に安心して子育てもして、お財布がなくても病院に駆け込むということもできるような状況をつくり出していただいております。

県がもう少し対象年齢を引き上げていくと、そういった市町がいろんな施策に力を入れることもできるんじゃないかと思うんですね。令和六年度で全市町で就学前も全部含めて三十三億三千四百五十三万円ということになっているので、その二分の一すれば十六億六千万円ぐらいは、県が二分の一持つわけですが、学年をどんどん全額やるということではなくて、年齢拡大という形にすれば、もう少し抑えることもできるかもしれませんけれども、やっぱり現状、就学前だけを出しておられる中で、十億円ぐらいの持ち出しにもなる、増えるということもあるので、その辺りは一工夫、二工夫していただきたいと思うんですけれども、やはり市町にとっては、その大きな負担を県から何らかの形で軽減をしていただけたらなというふうに思っておられるんです。

県が助成対象の年齢で拡大していくことによって市町が自己負担分をなくすということもできると思いますし、県は対象年齢を広げるということについて、どんなふうにお考えなんでしょうか。ぜひしてほしいという意見もお聞きするわけですが、どのようにお考えでしょう。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県による市町への補助拡大についてお答えいたします。まず、補助対象年齢の拡大についてですが、県は小学校就学前までの子供を対象に医療費助成を現在実施しております。これは小学校就学前の時期の疾病が将来にわたって心身の発達に影響を及ぼすこともあるため、疾病の早期発見や早期治療により重症化や障害の発生を防ぐこと、また受診回数が多いこの時期の保護者の経済的負担を軽減したいという思いから実施しているものでございます。

県としては、これにより一定の役割を果たしていると考えております。
以上です。

○武藤委員Ⅱ国保ペナルティーの問題もあると思うんですけれども、令和七年度からは県が国保ペナルティーの分を補填していた支出をしなくてもいいようになっていくわけですね。そういった工夫もあると思うんです。ですから、やはり自己負担の分を県が持つとか、あるいは対象年齢を広げていくとか、何らかの形でこういったことができるのではないかと、安心して子供さんを病院に連れていくということができるんじゃないかなというふうにも思うんですね。

改めて局長にも、皆さん方が願っておられる、市町の職員さん、担当者にしても、それから保護者の人たちにも喜んでいただける、そういう施策にまた一工夫して頑張っていたきたいというふうにも思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大草男女参画・こども局長Ⅱ子供の医療費助成についてお答えをいたします。安心して病院にかかることができる、安心して子育てができる、これは非常に大切だと思っております。

県では「子育てし大県」が「」の推進、人の思いに寄り添うことを大切に、子育て支援策、保健福祉施策に取り組んでおります。

県全体を鳥瞰したときに市町単独では実施が難しい取組、こういったものを

広域自治体として積極的にこれまで取り組んでまいりました。

例えば、新生児マススクリーニング検査の拡充であるとか、不育症の検査・治療費の助成であるとか、多胎家庭へのきめ細やかな支援、小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業、命の七十二時間事業、こういったものなどがございます。

子供の医療費助成につきましては、市町と議論を交わしながら一緒に取り組んでまいりました。これまで小学生以上を対象とした現物給付化、それから国保・ナルティーの廃止、またひとり親家庭等医療費助成の現物給付方式への移行につきましても、実施の見通しが立っているというようなところでございまして、着実に実現につなげてきたものもございます。

子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の負担軽減、それから子供の健康にとって大変重要な取組だと認識をしております。子供たちの骨太な育ち、子育てしやすい環境づくりを広域的に後押しをしていくために、さらにどのような支援をどのような形で行ったらいいか、鳥瞰的に考えながら、佐賀らしい取組、佐賀らしい子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ 今、局長は、さらに鳥瞰的に捉えて、佐賀らしい子育て支援を考えていくというふうなこともおっしゃっていただきました。これは多くの方たちが、県ももつと頑張つてほしいと、市町からもそういう声も上がっていますので、ぜひ取り組んでいただけたらと思っています。

市町から県のほうにも、いろんな御意見も届いているというふうに思っております、お聞きしておりますので、そのことも踏まえて、私自身も県に頑張っていたきたいということも申し上げておきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

最後に、重度心身障害者の医療費助成制度についてです。

これは昨年の十一月議会、一般質問でも質問いたしました。せっかく県も予算を組んで行っている重度心身障害者の医療費助成制度です。子供医療費助成は平成十年一月から現物給付方式になりましたし、ひとり親家庭の医療費助成は今年の十一月から現物給付になるということです。本当に県の皆さんや市町の担当の方たちが頑張つていただいたことで前進できました。

それで、ここでお聞きしたいのは、重度心身障害者の医療費助成制度です。何度とも言いますが、面倒な手続で二度も三度も役場に行かなくちゃいけない。障害をお持ちの方たちの御苦労は本当に大変なんです。雨の降る日、そして雪の降る日、冬の寒い日、本当にそういう中で何度も足を運んでいたいているわけです。本当にその負担を軽くしていきたいというふうに思っております。十一月議会で質問した際の答弁は、県内の市町で現物給付に向けて協議を進める方向で一致したとのことでした。

そこで、その間、一月、二月、三月、そして、新年度の二〇二六年になってからの検討状況、それがどのようなになっているのかをお示しいただけたらと思います。お願いします。

○村上障害福祉課長Ⅱ 現在、重度心身障害者医療費の助成方法につきましては償還払いとなつているところでございます。

償還払い方式の場合、受診時に本人や御家族が自己負担を一旦全額支払った上で、医療費の助成を受けるために役所で申請する必要があります。

一方、現物給付方式の場合、受診時に一定額を支払うのみで役所への申請も不要となるため、これまでも県議会や県宛てに関係団体から請願や要望が出され、現物給付方式への見直しを望む声があることを認識しております。

現物給付方式の見直しについては、実施主体である市町が主体的に検討すべきものであることから、まずは市町における議論が活性化されるよう、県と市町で適宜意見交換を行ってきたところでございます。

その上で、市町で議論を重ねた結果、改めて本年一月に県内の全市町村が現物給付方式への見直しを前提として協議を進めるということで合意されたところであり、これから市町において具体的な検討が行われていくものと考えております。

県では、直近で現物給付方式に見直した自治体の情報を先月五月に市町に情報を提供したところでございます。

今後、市町における議論が活性化されるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱこの一月から合意を得て、いよいよという方向に進むところになったというふうな御答弁だったですけど、これがスムーズにいくには、スケジュールにどういうふうな進め方をしていくんでしょうか。

○村上障害福祉課長Ⅱスケジュールについてですが、まず、実施主体が市町でありますので、そのスケジュールも含めて議論が活性化されるように、県として様々な情報を提供しながら御支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ県は、情報提供やいろんな話を活性化するために、その会合とかには必ず参加をするということでしょうか。

○村上障害福祉課長Ⅱ必ずというのはお約束できないところはございますが、要請があれば必ず出席していきたいと思っております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ今年度中に実施するところまで議論をぜひ進めてもらいたいと思っております。県のリーディング的な役割も大きいかと思っておりますので、お願いしたいと思いますが、課長さん、どういってお気持ちで臨んでいただけますか。

○村上障害福祉課長Ⅱ市町からいろいろな要請、いろいろ分らないところとかあると思いますので、県としていろいろな情報をかき集めて提供してスムーズな議論ができるように対応していきたいと思っております。

○武藤委員Ⅱぜひよろしくお願いしておきます。

以上で今回の質問を終わります。

○古川委員Ⅱ自由民主党の古川裕紀です。

早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、肥前精神医療センターへの支援についてです。

精神科医療を取り巻く環境は、診療報酬の伸び悩みや慢性的な人材確保の困難さ、さらに、近年の光熱費の高騰により経営負担が増している中、緊急を要するような危機的状況にある精神患者を二十四時間体制で受け入れる精神科救急や、精神保健福祉法に基づく措置入院、心神喪失者等医療観察法による医療といった、公益性の高い医療を担っていたりしている独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターに、昨今、特に大きな負担が生じているとの報告を受けております。

今さら申すまでもありませんが、精神保健福祉法によれば、都道府県には精神科医療提供体制を確保する責務があります。しかしながら、本県には県立の精神科病院が設置されておられません。なぜか。それは肥前精神医療センターの存在があるからということになるのだと思います。同センターがその中核的な役割を担っていたからということなんです。

この現実を踏まえれば、以前から申していることの繰り返しになるかもしれませんが、同センターに対しては、県としてより踏み込んだ支援を行うべきではないでしょうかというのが今回の質問の趣旨です。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、精神科救急等における肥前精神医療センターの対応状況について

です。

同センターは、県内における精神科救急や措置入院などに対応されておられますが、その状況はどうなっているでしょうか、お聞きいたします。

○村上障害福祉課長⇨令和七年度の精神科救急等における佐賀県全体に対する肥前精神医療センターの受け入れ割合につきましては、夜間及び休日に緊急に受診した方が県全体の六五％、精神症状により自傷行為や他害行為を引き起こすおそれがあり、強制的に措置入院となった方が県全体で四六％、措置入院に至らなかったものの緊急入院となった方が県全体で五五％となっております。

以上です。

○古川委員⇨了解しました。

次に、肥前精神医療センターへの業務委託についてです。

県は、同センターに様々な業務を委託していると聞いておりますが、その業務内容を具体的に教えてください。

○村上障害福祉課長⇨県では、肥前精神医療センターに九事業を委託しております。

具体的には、精神障害のある方が緊急時に、いつでも精神科医療を受けられるようにするための空床確保や精神科病院の受け入れ調整、アルコールやギャンブルなどの依存症に係る相談や治療、研修会等を実施する依存症対策、そして、災害派遣精神医療チームの隊員を養成するDPA T研修などを行っているところでございます。

○古川委員⇨了解しました。九事業ですね。空床確保、依存症対策、DPA T、様々対応していただいているということが分かりました。

続きまして三つ目です。肥前精神医療センターに対する評価についてです。

日本で三本の指に入るともいわれる同センターの精神医療のまさに最後のとりでとしての役割や、県のような業務を受託していただいている状況を踏まえ

て、県は同センターをどのように評価されているのかお聞きいたします。

○村上障害福祉課長⇨肥前精神医療センターの精神科救急等につきましては、二十四時間三百六十五日体制で多くの精神障害のある方を受け入れていただいております。さらに、精神科医療に関する専門的な知見を有する同センターでしか担えない様々な事業を受託していただいておりますことに対して感謝しており、本県の精神保健福祉の取組に貢献していただいていると考えているところでございます。

以上です。

○古川委員⇨二十四時間三百六十五日、また専門的、そして同センターしか担えないというようなところなんですけれども、先ほど県全体の六五％の救急であつたり、措置入院が四六％、そういった比率というところでおっしゃられました。私のイメージとしてはもうちよつと大きい数字なのかというところもあつたわけですけども、ただ、肥前精神医療センターしか担えないというような、今、表現をいただきました。

二十四時間三百六十五日、本当にいつ起きるか分からないというような状況をしつかりと下支えしていただいているというのが同センターの存在であろうかと思えます。もちろん佐賀県のみならず、西日本、遠くは北陸のほうまで、様々なところから患者さんが駆けつけられているというのが、日本で三本の指に入るといふ五百床を超える規模の精神科病院ということになるかと思いますが、とはいえ、患者の七割が佐賀県民であるというような情報もいただいているところであります。

そういった中で、例えば、肥前精神医療センターにしか担えないというような部分、こういったものがあるのかお聞かせください。

○村上障害福祉課長⇨専門的なことで委託しているという事業でございますが、先ほど申しました依存症以外には、認知症の患者を支援するセンター等を委託

しているところがございます。そのほかにも依存症と精神科救急医療システム事業であったり、心のケア事業等の事業を委託しているところがございます。

○古川委員Ⅱ要は評価についてやけにあつさり言われたなというところがありまして、さらに追加で質問をさせていただいております。

もちろんそのほかにも看護師の養成としても大変重要な拠点でもありますし、それこそまさに医師そのものの育成も担われているわけですが、これに関しては、県立精神病院がそういったものを担うというところではないので、そこを今回の論点にしているわけではありません。ただ、その評価がその程度でいいのかなというところは、私は非常に感じるようなんですが、これ以上踏み込んでもなかなか厳しい議論になるうかと思しますので、それはまた別の機会にさせていただきます。

続いて、四つ目です。肥前精神医療センターへの支援についてです。

診療報酬の伸び悩みや慢性的な人材確保の困難さ、光熱費高騰に加え、公益性の高い医療を担っている同センターには、大きな負担が生じているといった話を耳にしているわけですが、県内の精神科医療提供体制の中核的な役割を担っている同センターに対して、県としてどのように支援をしていくお考えなのかお聞かせください。

○村上障害福祉課長Ⅱ肥前精神医療センターからは、長期入院に伴い診療報酬が低くなるであったり、光熱水費が高騰しているといった、委員の御指摘のような声を伺っております。そういった上で経営に大きな負担が生じていると認識しているところでございます。

診療報酬につきましては、長期入院になるほど低くなるという構造的な問題があり、診療報酬の見直しについて国に政策提案を先月行ってきたところでございます。また、国立病院機構であるため、国が責任を持って財政支援を行うべきと考えておりまして、同センターへの財政支援につきましても、国に政策

提案を行ってまいりました。今後も国にしっかりと政策提案を行ってまいりたいと考えております。

また、光熱費等の物価高騰につきましては、令和七年十一月補正予算に続いて、今議会に物価高騰対策支援金の補正予算案を上程させていただいているところでございます。

以上です。

○古川委員Ⅱ県としてどのようなところの検討のほうは、以前からこれは何度も委員会でも一般質問でも取り上げさせていただいている内容ですけれども、何か深まりを感じないというか、国への政策提案、国の責任において、そういったところの話から一向に前に進まない印象を受けております。

県が本来果たすべき中核的な役割を担っていたら、行政的な責任がある中において、そこを担っていたらということに対しての県としての財政的負担というか、そういったところのバランス、そういうものを考えたときに、国への働きかけは当然必要な話ではありますが、県としてもっと踏み込んで考えることができるのかできないのか、そういったところについて今質問をさせていただいているわけですが、この点について、例えば、庁内でどういった議論、どういった可能性を模索されているのか、言える範囲ということになるんでしょうけれども、その辺りお聞かせください。

○村上障害福祉課長Ⅱ今、庁内でも肥前精神医療センターの経営的なことについて、問題、課題があるんじゃないかということで考えております。それにつきましては、同センターと意見交換をしながら、どういったことができるのかというのを様々な方面から検討している状況でございます。

以上です。

○古川委員Ⅱ意見交換をいただいている、本当にありがたい話であります。そういった中で、院長等を含めて、スタッフも含めてですけれども、いろん

な話をさせていただく中で、意見交換というところでも、なかなかかなり突っ込んだ意見を言われているのかなとも思うところなんです。例えば、肥前精神医療センター側からどういった御意見が出ているのか、また、県としてそれに関してどう考えているのか、そういったところ、もうちょっと踏み込んでお聞かせ願えればと思います。

○村上障害福祉課長〓意見交換をする中において、地域移行、精神障害者の方が長期入院にならないように地域に移行して暮らしていくというようなお話がありますので、そういった方向に向けてどういったやり方があるのか、一人一人、精神障害者の方、個性もありますし、程度もありますので、その方々にどういうふうに対応していくかというのを意見交換して、地域移行、非常に難しい問題だと思います。簡単に地域に行けるような問題ではないんですが、一つ一つ対応しながらやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○古川委員〓ありがとうございます。地域移行の話、この部分については前向きな意見交換なんだろうと。地域移行も大変難しい内容だろうとは思いますが、そこに関して私もちよつと実体験を踏まえながら思うところはあるんですが、今日は地域移行の話ではないので、そこは一旦横に置きますが、経営の負担が大変大きくなっているという話、それと例えば、建物の建て替えの計画がもうずっと凍結されたまま、そして今は、なかなかそういったものに対して計画的に予算を割いていくような計画が到底立てられないという状況の中、非常に苦悩されているというところを耳にするとところなんです。そういった部分での内容についての意見交換、そういったところで、どういったお話をされているのか、その辺りお聞かせください。

○村上障害福祉課長〓そういった施設の建て替えというようなお話は聞き及んでおります。

ただ、今のところ、国庫補助というような制度もないので、こういった方法があるのかというのを検討しているというか、探しているというか、そういう状況でございます。

○古川委員〓ありがとうございます。課長ちよつと大分打合せしましたよね。何か割とその割に答弁がさらつとしているものですか、大分そこから更問いをさせていただいているわけですけども、もう本当、何度も取り上げているんですよ。ですから、もうちよつとしつかり向き合っていたければならないで今この質問に立たせていただいております。多分今後も何度も取り上げていくかと思いますが、その辺り、今後ともよろしくお願いいたします。引き続きなんです。質問続くんですけども、それでは次、五つ目になります。地方交付税制度見直しと、そういった国への働きかけについてという内容で問わせていただきます。

同センターへの支援については、先ほど、県として厚生労働省に対し政策提案を行っておくことは聞きましたし、私も当然承知しておりました。今年も五月二十五、二十六日の日程で上京され、政策提案が行われたことと思います。

ここで、たればの話で大変恐縮ですけども、あくまで仮定の話としてです。もしも肥前精神医療センターが県立精神病院であるとするなら、その病床数に応じて地方交付税——この場合は普通交付税になります——の基準財政需要額が算定されることから、そのお金を病院の運営のための財源とすることができのらうと思います。

しかし、御案内のとおり、同センターは国立病院機構であります。そして、県が国立病院機構である同センターに財政支援することは、地方交付税——この場合は特別交付税です——の対象とはなっておりませんので、このままで支援というのは県の財政状況からしてもなかなかハードルが高いだろうなということはもちろん理解できます。しかし、だから支援できないということでは果

たしていいのだろうかという思いがふつふつと湧いてきます。本来、県が果たすべき責務を肩代わりしてくれているとも言える同センターに対し、県として相応の負担をするべきだという理屈はそれなりに説得力を帯びているのではないかとも思えるのです。

そこで、県の政策提案に話を戻しますが、これまで申し述べたような同センターへの支援を実現するという思いの中で、厚生労働省だけでなく、今述べたような内容について所管する総務省に対して、例えば、制度の見直しを働きかけるといったようなこともあっていいんじゃないかと思うのですが、県の考えをお伺いします。

○村上障害福祉課長Ⅱ委員御指摘のとおり、公立精神科病院につきましては、県に地方交付税措置が交付されるんですが、一方で、国立病院機構である肥前精神医療センターについては、運営交付金が廃止されているというような状況になっております。

そのため、公立精神科病院に対して地方交付税が県に交付される制度はあることを、先ほどおっしゃられたようなことを我々念頭に置いて、同センターに対する財政支援を国のほうに政策提案をやっていきたいと考えております。

○古川委員Ⅱすみません、何か聞き逃したかもしれません。というのは今の総務省に対してということでしょうか、もう一度お聞きします。

○村上障害福祉課長Ⅱそこは今からの政策提案の内容、どういうふうなロジックを組み立てて提案していくか、委員おっしゃられたようなロジックでいくのか、そういうことを視点に考えながら考えて対応していきたいと考えております。

○古川委員Ⅱ即答できない中でも、そういった厚生労働省だけでなく、総務省も含めてしっかりと制度の見直しということも視野に入れながら、何とか肥前精神医療センターに対して支援ができないか、県として、佐賀県として支援が

できないかというところはもともとと踏み込んで模索していただきたいと思います。国立という言葉が入っているから、国から何か補助が入っていると誤解されている方も多いかと思えますけれども、今、肥前精神医療センターには税金は全く投入されておりません。その中で、診療報酬による収入という部分で何とか運営を続けられているというのが現状です。数年前までは何とかプラマイゼロぐらいのところまで頑張られておられたんですが、光熱費高騰であったり、また、建設費の計画であったり、そういったものを視野に入れながら検討する中で、大変今厳しい状況であるということを知っているわけです。

その中で、県が果たすべき役割、中核的な役割を担っていただいているというところをもつて、そこら辺で県としてもとと踏み込んで支援をしていかないかという思いの中で今質問をしています。

最後にどうか、更問いというか、金丸部長にお聞きします。

部長は財政分野に長らく関わってこられた経歴の持ち主で、財政のスペシャリストでもあると思うのですが、そういった知見も踏まえてですけれども、今やり取りしてきたような肥前精神医療センターへの支援、国への政策提案も含め、今後同センターをどのように支援していくお考えなのか、率直な御所見を伺いたいと思います。

○金丸健康福祉部長Ⅱ私の経験も踏まえてお話をさせていただければと思います。

まず、交付税に国立が入っていない理由というのを私も考えてみました。私も財政を扱っていましたので、財政にもルールというものがございます。その一つに地方財政法というのがございます。

地方財政法には何が書いてあるかと申しますと、国は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないという原則が書かれております。つまり、この原則に立ちますと、交付税の制度をつくっている、法律も総務省がつ

くっているんですね。この原則に立ちますと、国のものに対して県が負担をするというルールは、原則はしないという前提で、多分そういう交付税のルールがつくられているのではないかとというのがあるのかなと、私も国に研修に行つてこの交付税の算定やりましたし、県でも算定をやりましたので、その肌感覚からすると、仮に私たちが支援をしたとしても、それが交付税に反映されるといふのはかなり難しいんじゃないかなと、そういう事例を、ちよつと私の知っている限りは事例はないかなというふうに思っております。

お話いただいた話の中で、私も院長にお話を二度ほど行かせていただきました。て、やっぱり同じ医療をやっているのに、公立には補填する制度があつて国立にはないというところ、そういう視点は経営者の立場としてはそう言いたくないかなと思ひます。政策提案の話を課長もしましたが、私も今年行きまして話をしたんですが、何かそういう視点を訴えて提案した感じは、僕の中ではそういう意味では足りなかったなと思つています。単におかしいですかとか、運営交付金なくなったというのをおかしいですかということじゃなくて、そういう何か、同じことをやっているのに、あなたたちが一方的に手を引いたということに対しては、それは地方にはそういう制度があるのに、国はそういう制度から手を引いているのはおかしいですかということまで踏み込んで言えばよかったなと思つています。そういう意味で、政策提案の工夫というのはまずしないといけないというふうに思っています。

もう一つ、さつき地域移行の話は横に置かれたんですが、僕はそこを実は重視してしまして、診療報酬を見直している理由の一つに、地域移行があるんじゃないかと言われてます。これは介護とか医療が、御自宅だとか、施設にずっといるわけじゃなくて、なるべく地元ということを出されているんですけど、これは精神障害者にも同じようなことを国がさせているんです。軽度の方とか、そういう方は地元に戻れたりとかされているんですけど、長期入院

される方というのはなかなか受け入れる施設がなくて、実際に私も、隣県とかにそれはどうなっていますかと言つても、なかなかやっぱり進んでいないと。そうすると、結局、肥前の病院のほうに入院されたままになって、長期入院になるので、診療報酬は減らされる。

国は、地域移行の、そういうふうな状況を知っているのかなと。こういう状況になつて、そういうふうな地域移行をやりなさいと言つて、逆インセンティブとして報酬を、例えば、入院を一年下げているとかいう話になると、国が見込み違いしていないんですかということ言いたいと思つたんです。

そういう意味で、今年の政策提案で私が不勉強で大変申し訳なかつたんですけど、もし来年私がいれば、こういう本当の佐賀の実態、地域の実態、全国の実態を踏まえて、そういうことをやられたんですかということを政策提案で言つていきたいというふうに思っています。

やはり赤字の原因が、診療報酬としての運営費交付金を引いたことによるもので、そういう意味では、まずはやっぱり国がしたことに對しての責任を負つてほしいという気持ちを国に訴えていきたいと思ひます。県としてももちろん物価高騰の交付金みたいにできることがあればやっていきたいと思ひます。

○古川委員 非常に真摯に受け止めたような答弁をいただきまして、ありがたいなという思ひがありました。

確かに地域移行の難しさというところは本当に感じております。だから、地域移行を促すような診療報酬の設定になつていふところには、いや、分かつていないなというところは本当に感じるんです。

独り暮らしでそういった特性とか、症状を持たれている方、そして、必ず毎日薬を飲んでいるかどうかということはどう確認するのかとか、家に行つて引き出しを開けると、薬が山の上に入つていて、何したこれと言つと、いや、飲まんほうが調子がいいもんだと言われても、ぞくつとしますよね。

そういったところ、地域移行、また、独り暮らしというような話、また、家族がどう受け入れるか、また、近所の方々との関係、非常に悩ましい課題が山積している中で、先に診療報酬をいじったというところは、本当にもっと国として考えてほしいなという思いも当然あるんですが、ここは県の中での議論なのでというところで、その部分というところはまたほかのチャンネルを使ってまたPRしていけたらなと私自身も思っているところではありますし、部長、今回の視点も踏まえて、来年以降の政策提案のところではしっかりと国へぜひ提案していただきたいと思います。部長がもし来年もいければみたいな言い方をされましたけれども、そこは引き続き頑張っていたいただきたいですし、機関としてのそういった医師の継続性というところも踏まえて、引き続き頑張っていたきたいと思います。

何とか肥前精神医療センターが頑張っておられる中で佐賀県も寄り添っていきますよというところを理解してもらえるように、共に頑張っていけたらと思いますので、よろしく願います。

では続きまして、県立特別支援学校の課題改善についてということでお聞きをいたします。

近年、特別支援学校への就学希望者は増加傾向にあるということをお聞きします。このことについては様々受け止めがあるかと思いますが、ただ、そういった状況の中で、先日、ある県立特別支援学校について、施設や人的体制などについて限界に近づいているというより、限界を超えているのではないかとの声を聞きました。

具体的には、児童生徒の増加に伴う教室不足や、教職員の増加による職員室の過密化、光熱費などの学校運営予算の不足、これは光熱費などによる学校運営予算の不足といった内容でありまして、ひいては教職員の労働環境にも影響が生じているといったような内容でした。

特別支援教育へのニーズが高まっている中で、これらの課題に対しては将来を見据えた対応が必要であると感じました。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、児童生徒数増加への対応についてです。

まず、児童生徒数の推移についてです。

特別支援学校の児童生徒数はここ十年間でどのように推移しているのでしょうか、お聞かせください。

○河野特別支援教育室長 県立特別支援学校の在籍児童生徒数は、十年前の平成二十八年度は千七十一人、令和八年度は千二百九十六人となっており、この十年間では二百二十五人増加しております。

なお、令和七年度は対前年度比で減少するなど、直近三年間では二十四人の増加にとどまっております。

以上でございます。

○古川委員 ありがとうございます。

二割から三割増というような印象なのかなと思うんですけども、増加の要因については、児童生徒数が増加している要因について、県としてどのように考えておられるのかお聞きます。

○河野特別支援教育室長 特別支援学校に在籍する児童生徒が増加している要因としては、一つに、特別支援教育に対する保護者や社会全体の理解が進んでいること、もう一点としては、未就学児の健診の充実により、発達の遅れや特性の早期発見につながっていること、これらが主な要因として考えております。以上でございます。

○古川委員 そうですね、以前は、私がそれこそ小学校のPTA会長とかをやっている時代ですけども、小学校二年生、三年生ぐらいにならんと、そういったものとはというような判断の仕方だったのかなという印象があります。

ちっちゃか頃はいろいろすっさいと、二、三年生になってそういった特性が発見されるというもんやないと、あんまり早う検診してもねというようなことを当時は言っておりまして。ただ、今はすごく早い時期、それこそ未就学児の時点でそういった判断が非常にやれるようになってきたということ、同時に、社会的、また、保護者の理解が進んだということが、そういったところにもつながっているのかなと思うんですけれども、今説明いただいたような要因もあって増加傾向にあるということは間違いなく言えることかなということは思っております。

続いて、児童生徒数の今後の見通しです。

令和七年度は減少したというような言葉もありましたけれども、総じて増加傾向にあるのかなとは感じているところなんです。児童生徒数の今後の見通しについてですけれども、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○河野特別支援教育室長〓現在、学齢期の人口は年々減少する中で特別支援学校の児童生徒数が増加しております。ただ、先ほど答弁で申し上げたとおり、直近三年間で合計二十四人の増加にとどまっているというところで、特別支援学校の児童生徒数は、いずれピークを迎え、減少に転ずるものと考えておりますが、その時期というのを見通すのは非常に難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○古川委員〓ありがとうございます。

確かにここ三年では二十四人増ということで、いずれ減少になるのかなというのにはまさにそうかなと、全体が減っていますからね。そういった意味ではそうかなと思うんですが、児童数、生徒数の数というのは割とかっちり数字として出てくるんですけれども、その対象となる児童数、生徒数という条件つきというになると、見通しというのはなかなか難しいのかなとは確かにおっ

しやられるとおりにかなと思います。いずれ減少するけれども、それがいつなのかというのはまだというか、判断は難しいというところだったと思います。

続いて、施設や人員についてです。

現在の施設規模や人員配置については、今後の特別支援教育のニーズに対応できるものとなっているのでしょうか、お聞きします。

○河野特別支援教育室長〓児童生徒数の推移などを踏まえ、これまでも特別支援学校の就学区域の変更、あるいは必要となる施設整備に取り組んできたところでございます。

施設整備について具体的には、令和四年度に供用を開始したうれしの特別支援学校の改修工事、これは五教室、大和特別支援学校の教室等の整備については十二教室、そして、令和五年度に供用を開始した中原特別支援学校の教室等の整備、十二教室、令和八年度に開校しました鳥栖特別支援学校の整備については二十四教室などを実施してきているところでございます。

また、人員についても、在籍する児童生徒数等の状況に応じた配置を行っております。

以上でございます。

○古川委員〓ありがとうございます。

それこそ昨日は県内視察ということで鳥栖特別支援学校に行く予定でしたが、残念ながら種々の事情の関係で訪問がかなわなかったんですが、開校式には出席させていただいて設備等も見させていただいて、非常にすばらしい施設ができたなというように思いを持っているところです。

そうは言いつつも、今日はその新しくできたところという話ではないんですけれども、今後の特別支援教育の在り方についてです。

現在の特別支援教育へのニーズの高まりは、特別支援教育に対する保護者や

社会全体の理解が進んだ結果でもあろうかということは、今のやり取りの中で受け止めるところではありますけれども、今後の特別支援教育の在り方についてどのように考えておられるのかお聞きます。

○河野特別支援教育室長Ⅱ特別支援教育は、障害のある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援、これを行っていくものでございます。その指導や支援の際には一人一人の教育的ニーズを把握することが必要というふうにされております。

現在の特別支援教育のニーズの高まりがあるという御指摘がございましたけれども、特別支援学校や特別支援学級といった、この就学先については、児童生徒の学びの場に対する様々な意見等を最大限尊重しながらも、児童生徒の将来を見据え、教育的ニーズに適切に応じ、決定していくものとなっております。丁寧な指導があるというだけで就学先を選択するだけでなく、やはり将来を見据えて、学びの場を決定していくものが重要だというふうに考えております。以上でございます。

○古川委員Ⅱ今意見を尊重しながらも、子供のそういう成長機会というものを重視したいというような話でございました。

本当に当然のことかなと思います。就学判断というんですかね、そういった意味で、受け入れる、いや、受け入れないというようなところの判断も出てくるのかなと思うんですが、そのときに、子であったり、保護者さんであったり意見は尊重しつつも、その子の成長を第一に願うという視点での判断ということが必要になってくるのかなということは感じておりますし、現場からもういった声を聞いておりましたので、今、質問をさせていただきました。まさに、今私が聞きたかったことを言っていたかと思っておりますので、その子の社会参画であったり、自立であったり、そういったところも含めたと

ころでの成長を願った気持ちというのをぜひ大事にいただければなと思います。よろしく願いいたします。

続いてです。学校施設の狭小化と教育環境の確保についてです。

教室の利用実態についてお聞きます。

私の耳に入ってきたところでは、教室が足りないというような表現をされたんです、私に教えていただいた方がですね。そういったことを聞いたものから、教室利用の実態について問わせていただきたいなと思ったところです。

児童生徒数の増加により教室不足の状況にある学校の実態についてどのように把握しておられるのでしょうか、お聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱ県教育委員会では、県立特別支援学校に対して毎年度の在籍児童生徒数、そして学級数の調査のほかに、教室利用状況調査を行い、教室不足、あるいは教室の利用状況の実態、こういうものを把握しております。

また、学校訪問の際には、学校長へのヒアリングや校内の見学を通して、各学校の実態把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ今おっしゃられるように、学校訪問も含めて、把握に努められているということでした。

生徒一人につき何平米みたいな、単純に言えるような世界ではないと思うんですね。やっぱり子供たちはいろんな特性を持っていて、本当に個性豊かに育っているという状況の中で、広いスペースを必要にする子もいれば、狭くても——狭くてもと言ったら申し訳ないですけど、というような子もいるわけです。そういった中で、実際に現場を見ながら把握に努めているというようなことでございました。

そういった中で、次の質問に入るんですけど、施設の収容能力についてです。今、室長おっしゃられたような把握に努めている中で、現在、施設の収容能

力を超えた運用が行われている学校があるのかなのか、その辺りをお聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱ教室不足の状況にある学校においては、特別教室などを転用して普通教室として使用したり、あるいはそれぞれの児童生徒の特性を十分踏まえて、より教育的な効果上がるような形態、合同で授業を行ったりにしていることで対応しているところです。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ一言で言えば、工夫しながらやりくりしているというように今聞こえました。

取りあえずあるものでやっていくというのは当然なんです。教室ではないところを教室として——いや、言葉が悪いかもしれないです。教室不足だから特別教室を教室に使うというような今表現だったのかなとは思いますが、それであるならば、特別教室としての機能という部分を今度またほかの場所が補完していくのか。例えば、ほかに本来使うはずだった、ただ、使用頻度はそこまでないんだけどというような話ではあっても、ほかに使うはずだったものが教室として使用することで埋まっていくというような状況は、ある意味、収容能力を超えているという言い方もできるのではないのかなと、今聞きながら感じたんですけれども、その辺りの判断ですよね。この収容能力を超えないという、超えていないというのは、何なんだろう、禅問答じゃないからあまり聞いてもあれなのかな、ちょっと超えているように聞こえたんですよ。その辺りどう認識されていますか。

○河野特別支援教育室長Ⅱ収容能力を超えないということの判断でございましたけれども、教室不足というふうなことを今お伝えしましたが、教室不足としては実際ございますので、それについて、各学校において障害の特性に応じて、この辺りは授業の状況に応じて学校の施設を有効に活用していこうということ

で、それぞれの学校が工夫されているというふうに考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱそういった認識をしっかり持っていてほしいと思います。現場は工夫しながら、やりくりしている。あくまで許容は超えているんだけど、工夫しながらやりくりしているというところはしっかりと頭に置いてもらわないと、いや、何かやりくりできとるけん、大丈夫やろうというような判断にならないようにというところだけ言わせていただいているので、じゃ、今すぐ教室をつくつてよとはなかなかないかないので、ただ、今、工夫しながらやりくりしているという状況に入っているんだということだけは認識しておいてほしいと思ひまして、質問をさせていただきました。

続きまして、職員室についてです。

児童生徒数が増加するのであれば当然のこととしてですけれども、教職員数も増加するわけです。今回、特別支援教育の支援員さんも含めてですけれども、含めたところでの職員室のスペース不足の声が私に届いたわけです。もうぎゅうぎゅうですと、立ち上がると後ろに座っている先生の椅子にぶつかるので、さつとは立ち上がれません。そうつと立ち上がらんとかぬ。椅子と椅子の間を移動するのなかなか大変ですというような話でした。

また、その支援員さんのスペースも、要はちよつとした、何かちよつと、私の表現がよくなかったみたいですけど、本来あるべき場所ではないところにあるがわれているというような、そういった話も聞いたところです。本当なのか、なと思つたんですけれども、このことについての程度把握されているのか、そして、これについてどうお考えなのか。その辺りお聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱ把握ということではございましたけれども、先ほど申しましたように、学校訪問の際にも、各学校の状況はどうであろうかというふうなところは見させていただいているところです。それから、教室の利用状況

調査で、普通教室はもちろん調査の中で回答がありますけれども、そういう学校の施設の状況は把握に努めているところでございます。

今御指摘がありました一部の特別支援学校では、配置される教職員数の増加に伴い、ほかの教室などを執務スペース、このようにして転用していることで対応しているところがございます。

今後、特別支援学校の職員室の状況について把握に努めるとともに、学校から相談があれば適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ 今、非常に悩ましい判断を迫られているんだというのが聞こえてきました。

教室が足りないときは、特別支援教室等、ほかの部屋を代用して教室として使っていると。職員室が足りなくなったら、ほかの施設を代用して執務室としていると。これはどっちが優先になるんですかね。いや、今の話は、私が聞いた話とは若干違っているから、執務室に充てられるようなスペースがあるなら多分執務室に充てていると思うんですよ。でも、教室を充てるということはやっぱり子供たちが優先ですよ、学校という環境では。そうすると、子供たちのスペースに先に充てるとするのが自然な流れだと思うんですけど、その辺りはどうお考えでしょうか。

○河野特別支援教育室長Ⅱ 先ほど施設設備の整備について進めてきたというふうな答弁を申し上げましたけれども、やはり特別支援学校の整備においては児童生徒数、これに応じて整備をしていく必要があるということで、これを第一に考えてきておりました。

今御指摘がありましたように、職員室、執務室としてのスペース不足については、今後はこの点についても、各学校の状況を見まして、適切になっていくようにぜひ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、廃棄予定の備品という題目になっています。廃棄予定の備品の保管についてということでお聞きます。

これは廃棄予定ではなかったんですけど、まあ、廃棄予定あるいはということでつけ加えていただきます。

使えなくなったのに廃棄できずに保管されている備品のことです。備品です。で、十万円超えていて、一応一定期間持つとかんといかぬと。制度上の話なのかと思うんですけども、特別支援学校ですから、それこそ鳥栖特別支援学校の開校式のときに見せていただいたんですが、掃除機を使って部屋を掃除する訓練をやるとか窓拭きの訓練をやる、そういった訓練を生徒たちにさせている——させているというか、そういう訓練をして社会貢献につなげているというふうなことで、掃除機とか、あといろんなものが、トランポリンもあったかなと思うんですけど、当然まだ真新しいものが並んでおります。

そして、今、話をしているところでは、同じように掃除機を教材として使っているんですけども、具体的な話で申し訳ありません。それが壊れていると。ただ、一定期間持つとかんといかぬから捨てることもできないと。ただでさえ、先ほどやり取りしたように、場所がないのに場所をとつと。校庭の隅に別の、要は教材というか、遊具のようなものですよね、そういったものを置いたら、今度子供たちが触って振り回したりして危ないからというふうな話でスペースがないところに、そういったものを抱えておかないといけないみたいな話がちよつと耳に入ってきているわけですけども、そのまま校舎内や校庭の隅に置かれていて、まず、場所を占有している、それと、子供たちが触ったりしたら危ないといった声があったわけです。

この対応策についてどのようにお考えなのか、その点をお聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱこの備品については速やかに廃棄すべきものと考えております。そういうふうな物品があれば、速やかに廃棄されるよう、各学校において未廃棄の備品がないか確認をしております。

今校内において児童生徒が触れる場所というふうな御指摘がございましたけれども、この件を幾つかの学校に尋ねてみたんですが、やはり備品を一時保管する際には安全な場所、学校の中で指定している場所に一時的に留め置き、そして、次の処分に当たるというふうなところで、児童生徒の安全というのはやはり第一に確保されているというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

○古川委員Ⅱそうなんです。何か現場とのギャップを感じるんですね。そして、当然、廃棄予定の備品を廃棄すればいいんですよ。それだけの話です。

ただ、まだ期間が残っていて廃棄できないという説明だったんです、私が受けたのはですね。故障している、もしくは型遅れで現場とそぐわないというようなこともあって、写真も見せてもらいましたけど、つらつらと物が並んでおりました。これは備品だから捨てられないんだというような話だった。

例えば、そういったものがあるならば、処分できる期間が来るまで、ほかの場所でまとめて置いておく、ほかのどこか廃校であったり、共通の何か施設であったり、学校ではない別の場所にとりあえず考え方もあるかと思うんです。

ただ、今、話の把握的なところで擦れ違っているので、一応お聞かせください。別の場所で保管するというのもありんじゃないかと思うんですが、どうお考えか。

○河野特別支援教育室長Ⅱ別の場所への保管というふうなお尋ねでございました。

学校の備品というのは第一に学校が管理している備品でございますので、理想としてはやはりその学校の敷地内のどこかで保管しておくことが理想かなと

いうふうに思っております。

ただ、今、狭い、収容能力がというふうなお話もありましたので、そういう場合にどのような一時保管のようないことができるかは、また関係部署とも相談して、学校とも相談して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○古川委員Ⅱよろしくお願いいたします。

そして、今後の学校施設の整備計画についてです。

現状を踏まえたときに、施設の増築や改修、新たな学校整備について、どのような計画を考えておられるのか、この点、お聞きいたします。

○河野特別支援教育室長Ⅱ先ほど各特別支援学校の教室整備についても説明させていただいたところでございます。これまでも特別支援学校において必要な施設整備を行ってきたところでございます。

加えて、大和特別支援学校の児童生徒数増加の対応として、金立特別支援学校に教室棟を整備し、今年の夏休み明けから四十人程度の児童生徒が通学を開始することとしております。

引き続き、各特別支援学校の児童生徒数の推移を見ながら必要に応じて教室不足等への対応を行ってまいります。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ現場の声を最優先で、そういった検討もぜひ引き続き続けていただければと思います。

続きまして、特別支援学校のICT機器についてです。

ICT機器の整備状況についてであります。

児童生徒数が増加するとなれば、ICT機器の整備にも影響すると思われるのですが、特別支援学校のICT機器の整備はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○古賀教育DX推進グループ推進監Ⅱ県立学校では、「誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも、自分らしく学べる佐賀県」、これを目指して、子供一人一人の個性や能力に応じた分かりやすい授業の実現、それと、コミュニケーション能力や情報活用能力の習得、向上、これを目標としてICTを活用した教育を実施しております。

特別支援学校では、他の県立学校と同様に、電子黒板や一人一台の学習用端末を整備していますが、それに加えて、学校の要望に基づいて、児童生徒個々の実態に応じてICT機器を個別に導入しているところです。

このようなICT機器については、例えば、視覚障害のある児童生徒であれば、読み上げ機能を用いて文字情報を確認したり、また、肢体不自由の児童生徒については、視線で文字や絵をkaitりするなど、そういった様々な形でICTを活用しております。

特別支援学校のICT機器の整備については、児童生徒数の増加に伴い、必要に応じて電子黒板や学習用端末の追加配備をしており、今後とも適切に整備してまいります。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ電子黒板、また一人一台端末、それだけではなくて個々に応じたICT機器としてということで具体的に幾つか例を挙げていただきましたけれども、次のICT機器の保守・管理体制についてということになるんですが、特別支援学校においては、様々な特性を持った子どもたちが個性豊かな扱い方をするのではないかなということも想定されるわけですが、そういった意味でも、ある意味、故障や不具合が出やすい環境なのかなとも想像しております。教育活動に支障を来さないよう、ICT機器の保守・管理体制はどのようなになっているのでしょうか、この点もお聞かせください。

○古賀教育DX推進グループ推進監ⅡICT機器については、更新時期を踏ま

え、計画的に更新をしているところです。また、ICT機器が故障した場合、その場合は、ヘルプデスクがありますので、そちらで適切な対応方法を案内して、学校の費用の負担がないように修理や交換を行っているところです。

今後も、単に機器を整備するだけではなく、マニュアルやヘルプデスクなどを含め、ICT機器を円滑に使用していくための仕組みを教職員へ周知し、教育活動に支障が生じないよう努めてまいります。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ何か補足せんといかぬような感じだったので。要はそういう保守・管理体制、また、例えば、リース品であればリースの契約の内容、そういったものが現場の先生方に伝わっているのかどうかということが一つのテーマかなと思っております。先生方が、壊れたな、でも、これは修理できませんなとも思いついた場合には、当然、報告も上がってきますし、そのまゝ何か、それこそ工夫の中でやりくりをされてしまっているというような話を耳にしたもんですから、引き続きというようなことであるんですが、本当に最前線の先生方まで、今のような保守・管理体制、そういったものを伝えていくために、こういったやり方があるのか、その辺りをもうちょっと踏み込んで御説明いただければと思います。

○古賀教育DX推進グループ推進監Ⅱ一般的に、学校では、ICT機器にかかわらず、備品や機材を損傷させた場合には事務室に報告するというのがルールであると思っております。

私たちとしても、これまでマニュアルやヘルプデスクというのを教職員へ周知していたところでして、今年度、また電子黒板を現場に配備することになると思いますので、そういったところでまた改めてヘルプデスクを周知するとか、あと、先生方の校務用パソコンのデスクトップにはヘルプデスクのアイコンもありますので、そういったところを積極的に働きかけを行って伝えていきたい

と思っております。

以上です。

○古川委員Ⅱありがとうございます。

そういったところ、それこそヘルプデスクでは学校の負担がないように配慮されているというような説明もいただきました。そういったところも含めて先生方にもぜひ把握していただいたほうがいいのかなと思います。

ちょうどお昼ですので、一旦ここまででいいですか。

○青木委員長Ⅱそれでは、暫時休憩します。十三時十分をめどに委員会を再開します。

午後零時 休憩

午後一時十分 開議

○青木委員長「それでは、委員会を再開します
休憩前に引き続き、質疑を行います。

○古川委員Ⅱそれでは、引き続き質問をさせていただきます。続きまして、特別支援教育予算の充実にについてです。

まず、学校運営予算についてですが、特別支援学校に配分される学校運営予算は、過去どのように推移しているのでしょうか。

正直なかなが厳しいというような声も今回お聞きしたわけですけれども、児童生徒数の増加に応じた予算措置が行われているのでしょうか、お聞かせください。

○本多教育総務課長＝特別支援学校に配分する学校管理運営費は、令和七年度までは八校、令和八年度からは四月に開校した鳥栖特別支援学校を加えた九校分を予算措置しています。

特別支援学校の直近五年間の学校管理運営費は、令和四年度が約二億七千五百万円、令和五年度が約二億八千五百万円、令和六年度が約二億九千四百万円、令和七年度が約三億一千万円、令和八年度が約三億六千二百万円となっております。

学校運営上、新たに必要となった経費等を考慮し、毎年約一千万円増額しており、令和八年度においては、鳥栖特別支援学校の開校もあつて約五千二百万円の増額となっております。

児童生徒数との関係についてですが、児童生徒数の増加に応じて教室棟や作業棟の増築などを行っております。これに伴う光熱水費や清掃費、警備委託や施設整備の保守点検委託、各種消耗品といった必要経費の増についても見込んだ上で予算措置を行っております。

以上です。

○古川委員Ⅱ今、それでも不足する場合は柔軟に追加ということも念頭にあるというようところで非常にありがたいなと感じたところですけども、当然のことながらというか、そういった電気を使うと予算が圧迫されると先生方が、何といふかな、負担に感じる部分があるという声の中で、当然のことながら、光熱費以外についても、教材整備費であったり、修繕費というものが不足しているといふか、不足しているんじゃないかなと思うという現場の声が聞こえてきております。消耗品に関しても全然気軽には買えないと、あまり気軽に買われてもというのは当然あるんですが、ちゃんと必要に応じて買ってもらわないといけないんですけれども、必要に応じてにも達していないような話も聞こえてきているわけです。こういったことへの対応はいかがでしょうか、お聞かせください。

○本多教育総務課長Ⅱ教材、教具等の不足ということでしょうか。

教材、教具等を整備するための教材整備については、学校管理運営費とは別に予算を措置しております。また、公用車等の修繕費等があれば、そういったことについても学校管理運営費の一部として所要額を配分しております。

これらの経費についても、各学校から要望を聞いた上で必要な予算措置を行っており、また当初予算の配分後においても、追加の措置が必要なものについては追加配当を行うなど柔軟に対応しております。

○古川委員Ⅱありがとうございます。

今後の対応という部分についてですけども、繰り返すようで恐縮なんですけど、端的に言ってしまうと十分な予算が配分されていないのではないかといたような現場の声ということなんです。言ってくればちゃんと手当てしますよと。年度でもし不足するようなことがあれば、そこに関しても柔軟に追加しますよといふような話を今伺って、非常にありがたいなと思いつつ、何でじゃこういった現場とのギャップが生まれるのかなというところに少々やはり疑問

が残るところでございます。

それはちよつと次の問いのほうで触れていこうかなと思うんですが、一旦この予算配分についてという現場の声に関してですけども、今後も、今までどおりということであれば、こちらでも聞いている意味もないので、この質疑をきっかけに何か検討しようかなとか変えようかなということがもしあれば、そういったものも含めて、今後どのように対応していただけるのか、お考えをお聞かせください。

○本多教育総務課長Ⅱ年間必要な学校予算については、年度当初に必要な額をまず予算措置しておると思っております。その後の状況により、予算が不足する場合には、学校現場から相談をいただければ、こちらで対応をしたいと考えております。

予算が不足していると現場の教職員がもしも感じられたならば、まずは学校の事務室へ相談してもらえれば、こちらとしても、できる限りの対応をしたいと考えております。

○古川委員Ⅱ基本的なというか、節約することはいいことだといふような頭が念頭にあるというのは、それはそれで悪くないというか、ある意味正しい視点であろうかとは思いますが、何かそういった声を事務所からでもいいんですけども、上げづらい雰囲気というところにも配慮が必要なのかなというところを感じるわけです。足りないんだけど、これは我々の努力不足かなと思わせるようなところの、ちよつとそこの線引きというか、判断が難しいのかなとは思いますが、そういった意味においても、言ってくればやりますよといふスタンスから、もうちよつと踏み込むべきなのかなと。

次で紹介はしますが、いや、今回聞いた内容がなかなか衝撃的だったので、そういったことにおいて相談があれば、当然対応しますということから、何か言いづらかったかなと思わしているような節が何か自覚というか、認識が

ありましたら、その辺りどうお考えなのか、少しお聞かせください。

○本多教育総務課長Ⅱ年度途中で予算がもしも不足した場合に備えて、例年九月に各学校に対して、その後の状況の変化で予算が不足しないか照会をしておりますので、こちらからも不足していないかというのは気を配っております。

あと、また予算の不足に関しては、各学校で過不足あるかと思いますので、まず学校で少し意見を集約していただいて、こちらに相談いただくことも大切ではないかと考えております。

○古川委員Ⅱぜひよろしくお願いいたします。

いや、使え、使えと言うわけにはいかないのは重々分かってるので、その辺りよろしく願いをいたします。

続きまして、教職員の労働環境についてです。

今回、空調利用の部分に絞った話になるうかと思うんですが、空調利用に当たってはデマンド値、デマンド設定とかよく言いますが、デマンド値の監視をしている中、当然のことながら児童生徒の教室が優先で、そこを優先した結果、職員室の空調をなかなか利用できない実態があるとの声を伺いました。エアコンを動かせないの、シャツを一日五枚変えながら乗り切ったとか、首に保冷剤を巻いて何とかしのいでいるとか。結果、職員室には誰も近寄りたがらなくて、できる限り教室で過ごそうとする。

先月五月に関しては昼間一回だけエアコンが入った。冬は着込めば乗り切れるが、夏は本当に厳しい。職員室は人がぎゅうぎゅうで、パソコンも熱を出しているの、非常に苛酷だと。エアコンが動かない中、扇風機を回したところで熱風が来るというような話を伺ったわけです。正直衝撃を受けました。そんなことがあっていいんだろうかと。

これはちよつと余談になってしまいます。車のエアコンも去年から壊れているという話もありました。窓全開で走っていてもどうにもなりません。

そういった声のある中で、子供たちのために一生懸命に頑張っていたいている先生方を、そんな環境で働かせることが果たして許されるのか、そういった思いを持ちました。

私は、先生たちを本来の仕事以外のことで煩わせている物事をできる限り取り払って、子供たちとしっかり向き合える環境づくりに邁進したいとの強い思いで聞いております。

健康を損なわないことは当然のことですし、子供たちと向き合える環境、つまり仕事に集中できる環境をしっかりとつくっていかねばならないという思いの中で、今回は空調の利用が適切とは到底思えない事例を聞いたわけですが、けれども、まず、こういった状況は把握しておられましたでしょうか、お聞きします。

○本多教育総務課長Ⅱ光熱水道予算については、先ほども申し上げましたとおり、令和八年度を具体的に申し上げますと、各学校から必要な光熱費を見込んでもらいまして、ほぼその全額を予算措置して当初配分しております。

昨年につきましては、年度途中でそうした光熱費の予算が不足するという御相談があった際には、追加で予算措置した事例もございます。

以上です。

○古川委員Ⅱ例えば、光熱費について、先ほども言ったように、デマンド設定されていますので、例えば夏場、そういう警報が鳴って、今使い過ぎているという場合には、どこか教室止めるとか、そういうようなことを企業でもやりませけれども、そういったことにおいて、当然、教室は優先しなきゃいけないと五時半までは子供たちがいるから、五時半までは完全に教室を優先すると、すみません、失礼しました、十五時半です、午後三時半、十五時半までは教室を優先、その後だったら、職員室つけようかみたいな話もあっていたように伺いました。

ですから、必要な措置を講じて要求に応じて満額払っているというような今説明でしたけれども、そもそものがデマンド設定で切り詰めていますので、その設定もそこがいいのかという議論も当然あるかと思います。

「子育てし大県」さが」として、当然、子供は大切に育てていなければならないけれども、それに関わる大人は我慢しなきゃいけないのかというところは、そんな思いは決して持たれていないということは当然理解して分かっております。ですからこのギャップをどう埋めるのかということなんだろうということなんですけれども、そのギャップというのは、結局、我々議員が聞いてこなきゃいけないのかなという使命感という部分も当然ありながらも、何かこれはシステマ的にクリアできないのかなという思いがあつて、当然県としては、いや、予算は言われたまんま渡していますよという認識でしょうけれども、でも、現場は今紹介したような現場になっている、全部ではない、当然そうです、全部ではないです。ただ、そういうことがあるということはやはり県としてもやっぱり把握しておくべきかなと感じたので、強めの言葉で恐縮なんですけれども、伝えさせていただきます。

この空調利用について各学校へ何らかの通知や指導等は行っておられるのでしょうか、お聞かせください。

○本多教育総務課長 Ⅱ過度な節電等により学習環境や勤務環境に支障が生じることのないよう、空調設備の適切な使用について各学校に通知をしております。電力契約では、一定期間の最大需要電力、いわゆるデマンド値に基づく基本料金が決定されることから、各学校ではデマンド値が大きくなり過ぎないように日常的にデマンド値の監視を行っております。

ただし、児童生徒、教職員の健康が優先されますので、デマンド監視装置の警告音が発せられたとした場合であっても、必要があれば空調は使い続けてもらって構いません。

空調設備を適切に使用した結果、デマンド値が大きくなり、光熱費が上昇して予算が不足する場合には、教育総務課へ相談するよう、あわせて各学校に通知しております。

○古川委員 Ⅱこれを機に、そういったところの徹底というか、しっかり浸透を図っていただけるように、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後です。今後の特別支援教育についてです。

県教育委員会は、現在の特別支援教育の環境をどのように評価しておられますか。学ぶ側、働く側、両面からの視点があればなおよいのですけれども、その点からお聞かせ願えればと思います。

また、今後も増加が見込まれる、いつかは減少に転じるということですが、でも、特別支援教育ニーズに対し、どのような将来像を描き、施設、人員、予算の充実を図っていけるお考えなのか、最後にお聞きします。

○甲斐教育長 Ⅱ今後の特別支援教育についてお尋ねがございました。

まず、施設に関してですけども、これまで特に知的障害のある児童生徒数の増加ということがございました。その増加が顕著であった特別支援学校について、児童生徒数の推移、教室の使用状況を踏まえて、本校の整備であったり、分校の設置などによって対応してまいりました。令和四年度以降、改修工事や増築などの整備を行った箇所は、直近の鳥栖特別支援学校をはじめ、うれしの大和、中原、金立五カ所ございます。

現時点でなお不足する部分というのは答弁の中でもございましたけれども、学校現場の工夫により対応しているところ、そういう現状がございます。

今後の整備につきまして、毎年度の在籍児童生徒数の変動の状況や中長期の推測、この正確な推測というのがなかなか難しい面もあるんですけれども、見通しを持って計画的にしっかりと検討してまいります。毎年度、その現場の状況と照らし合わせながら考えているところです。

また、人員につきましては、教育職員はもとより、介助員や特別支援教育支援員、あるいは医療的ケアの看護師、教員業務支援員などが連携しまして、チームで日々の教育活動に当たれるように、児童生徒数に応じて人員を配置してきているところでありまして、これにつきましても今後ともしっかりと充実に取り組んでまいります。

また、教科指導の充実をさせたいという思いもございまして、その観点から、今年度の教員採用選考では、中学部や高等部での理数教科ですとか技能教科を重点的に採用したいと考えておりまして、今後、教科の学びという面も大切にしていきたいというふうに考えております。

予算も先ほどございまして、学校の運営予算について御懸念の点について教育総務課長からるる答弁を申し上げたところでございます。予算に関して、職員の方が日頃負担に感じたお声ということで御紹介があったというふうに思います。

学校内で事務室に伝えてもらっていたらという思いも私たちもちろんございます。そうしますと、すぐに対応ができたのではないかと、教育委員会事務局に相談していただいたら解決できたんじゃないかという思いも持っております。

そうした実際に感じられた職員の思い、それは思いとしてしっかり受け止めながら、学校内でコミュニケーションがよく図られるようにということと、また、教育委員会事務局においても、これは職員が学校からの話をただ待つのではなくて、今も積極的に問い合せたりですか、現場に出かけたりなどしているところですよ。

今後とも、この辺りの意思疎通というのは丁寧を図って対応してまいりたいと、学校現場を支えていきたいと考えています。

いずれにしても、光熱費負担の増加をはじめとする学校運営費、これにつきましては、必要な経費について、実情、要望を把握した上でしっかりと対

応していきたいと思えます。

私も学校に行つた際には、子供たちの学びの様子ですとか先生方の様子というのを実際に見ながら、学校が抱える課題、意見、思いなどについて聞いてきているところです。

やっぱり特別支援学校というのは、先ほど少し申し上げましたように、多職種の教職員の皆さんがチームとなって、児童生徒一人一人の特性、日々の体調であつたりとか、表情とか、ちよつとした変化、そういったところのサインをキャッチしながら、一人一人の教育ニーズを支えているということ、それが児童生徒の豊かな学びにつながっているということを実感しておりますので、教職員の働く環境、児童生徒の学ぶ環境の充実にも今後とも努めてまいりたいと考えております。

○古川委員Ⅱるるありがとうございます。そういった思いで引き続き教育環境の充実にぜひ努めていただきたいと思います。

今、教育長からも御紹介あつたように、非常に繊細な部分で、先生たちも神経をとがらせてという言葉はどうかと思うんですけど、よく見ながら、よく聞きながらという感じでやられているので、だからこそ、やはり環境を整えてあげたいなという思いがありまして、しかも、おっしゃるとおりなんですよ、事務室に言ってくればなど。でも、そこが言っても無駄かものと思わされている節がないのかというところも、県側は県側でしっかりとそこら辺を顧みながら、よりよい環境づくりについて一緒に向上を図っていかれたらと思っておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ皆様お疲れさまです。「自民党ネクストさが」の一ノ瀬裕子です。

今年度の県政の施策のポイントの三つ、高齢者、女性、教育というふうに掲

げられておりますけども、そのいずれもがこの文教厚生常任委員会に関わる分野だったんだというふうに思っております。この一年、ここにいらつしやる皆さんの頑張りが特に光る一年になると思っております。また、私もこの委員会に所属している職責を果たすべく、一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は三つの質問をさせていただきます。

一問目は、女性相談支援体制についてです。

最近、配布されましたこちらの「さががすき。」の七月号、（資料を示す）

この表紙に大きく「SAGA×WOMAN EXPO2026」が取り上げられておりました。「暮らしも仕事も自分らしく 一人一人が思い描く人生を応援！」。

県が進められている輝ける女性施策を重点施策として、全県に発信しているという県の強い思いが伝わってくるようで、こうした姿勢、取組、大変うれしく感じております。

また、「いろんな価値を認め合う それぞれの思いがかなう」というふうにあります、この「SAGA×WOMAN EXPO2026」きっかけとして、女性だけでなく、誰もが自分らしく生きられる社会を佐賀からつくっていく、その包摂的なメッセージが県民の皆さんに届けばというふうに願っております。

一方で、そのような場にたどり着くことが難しい女性たちがいます。DVやセクハラ、モラハラ、家庭問題、生活困窮など、様々な困難や生きづらさを抱え、誰にも相談できずにいる方々、あるいは相談を必要として一歩を踏み出された方々への支援も同じように重要であると考えています。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されて二年が経過をいたしました。現在、県の女性相談の常設相談窓口としては、県総合福祉セ

ンター内にある佐賀県女性相談支援センターと、女性総合相談をはじめDVや各種相談窓口を有するアバンセ、この二つがあり、いずれも多くの相談に対応をいただいております。

現場で相談対応に当たる相談員の方々は、多種多様な様々な、そして、複雑な悩みを抱えた女性一人一人に寄り添い、必要な支援へとつなぐ極めて重要な役割を担っていらつしやいます。その業務は、高い専門性が求められる一方で、精神的負担も大きい高負荷のケア労働と言えるかと思えます。また、相談内容の性質上、相談者の安全、あるいはプライバシー保護の観点から、守秘義務があり、秘匿性が重視されるために、相談員の方々が抱える負担、あるいは困難などの実態は、外から見えにくく、これまで十分に可視化されてこなかった面があるというふうに考えております。

加えて、施設や委託先によって、雇用形態や研修期間に差があることも相談員の疲弊を招く要因となっているように私は感じております。特にアバンセでは、事例検討やグループトレーニング、また、スーパービジョン、これは相談員の方一人で問題を抱え込むことなく、また、支援の質を高めるために経験豊かな専門家から助言を受けることですが、このスーパービジョンなどスキル向上の時間の確保が難しい状況も見受けられます。

また、相談員の燃え尽き、バーンアウトは全国的な問題ですが、相談員自身の心のケアとしてカウンセリングを受ける時間も限られ、個人の頑張り、個人の善意、あるいは相談員同士の支え合いに大きく依存しているのではと思われる状況も見受けられます。相談員の方が頑張り過ぎて疲弊し、あるいは不安定な雇用を理由に、志半ばで現場を離れることになれば、結果として、支援を必要とする女性への支援体制そのものが弱体化しかねません。

女性相談の仕事に携わりたい、人に寄り添うことを大切にしたい、人を救いたい、また、女性を救うことがその子供、あるいは家庭をも救うことになる、

そういう熱い思いで相談員を志す方々の志を支え、安心して学び続けながら長く働くことのできる環境、また、若い人もこの相談員の仕事を志せるような環境を整えることがとても重要で、相談者にとっても安心感のある女性相談支援につながるかと考えております。

そうした観点から、女性相談支援体制を将来にわたって持続可能なものとしていくために、次の点について伺ってまいります。

一点目は、女性相談窓口の位置づけと役割についてです。

女性相談支援を行っていく上で、県では、女性相談窓口をどのように位置づけ、その役割をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県では、県女性相談支援センターとアバンセの女性総合相談窓口を中心に、市町や民間の支援団体など関係機関と連携し、困難を抱える女性の支援を行っております。

このうち県女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、県に設置が義務づけられている支援機関となっております。

県女性相談支援センターでは、安全確保のための一時保護や自立に向けた住まい・就労の支援、女性自立支援施設への入所支援など、緊急性が高いケースへの専門的な支援を行うという役割を担っております。

一方、アバンセについては、悩みを相談したい、まず、話を聞いてほしいという方が、相談しやすい窓口として女性の日常生活全般の悩みや相談に幅広く応じる役割を担っております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。センターと、そして、アバンセについて御説明いただきました。

県民から見ると、この窓口というのは同じ女性相談窓口というふうに見える

んですね。今緊急性が高いものがセンターというふうにおっしゃいましたけれども、相談を受けてくださる内容、県民がこの相談だったらこちらに、この相談だったらこちらにというふうに分かれているのかどうか、その受付の状態というものを確認させてください。

○畑島こども家庭課長Ⅱこの二つの機関においてどういった相談をどちらの機関が受けるのかというのは特に決まっておりませんが、相談内容というのは、委員のおっしゃったとおり、いろいろございますので、その方が一人で抱え込まずに、自分に合った形で相談できる窓口というのが複数あることが望ましいと考えております。そういったことで、県としてもそういった窓口は必要だと考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。受ける相談内容には違いはないというところで、各地にいろんな窓口が置かれているというようなことかなというふうに思います。

それでは、女性相談窓口の運営について伺います。

この女性相談窓口、佐賀県女性相談支援センターとアバンセ内に置かれている女性総合相談窓口、それぞれの運営はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県女性相談支援センターは、佐賀県総合福祉センター内にありまして県の直営で運営しております。相談時間は、原則、月曜日から金曜日の平日九時から十六時半までとなっております。ただ、先ほど申しましたとおり、センターではDV被害者等の安全確保のための一時保護にも対応していることから、緊急度の高い事案には二十四時間対応する体制を取っております。

次に、アバンセの女性総合相談窓口の業務については、「公益財団法人佐賀

県女性と生涯学習財団」に県が業務を委託しております。相談時間は、火曜日
から土曜日の九時から十八時まで、水曜日は二十一時までとなっております。
日曜日、祝日は九時から十六時半までとなっております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。県直営のセンターと、そして、財団
に委託をしているアバンセの二本立てで佐賀県の相談窓口は成り立っている
ということですね。全国的にこの相談体制を見ますと、県直営、都道府県直営の
もので集約をしているところと、民間、あるいは財団などとの協働型と、ある
いは民間に全て委託している、この三つのパターンに分かれるのかなという
うに思いましたが、佐賀県は直営と委託とこの二本立ての体制だとい
うことをお示しいただきました。

さてそれでは三点目、女性相談窓口の現状について伺ってまいります。

県の総合窓口における女性相談の件数、令和七年度はおよそ三千九百件
のことでした。この三千九百件の相談をこの二つの窓口で御対応いただ
いているということになります。

それぞれの窓口について伺ってまいります。

まず、佐賀県女性相談支援センターについてです。

令和七年度の相談実績についてですが、相談の件数及び相談内容はどの
ようになっているのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県女性相談支援センターの令和七年度の相談件数は約
七百件となっております。

相談内容は、DVや家庭・生活全般の悩みなど様々であるんですけども、
生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、安全確保のための一時保護を行う
ケースに大体年間十件から三十件程度対応しております。

この一時保護を行った場合は、相談者が置かれている状況を詳細に確認し

して、自立に向けた住まいや就労の支援、医療機関、裁判所等への同行支援、
必要に応じて女性自立支援施設への入所措置を行うなど、一時保護の解除に至
るまで継続的な支援を行っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ裁判所への同行支援なども含まれるということでした。
年間二十件から三十件ということをお答えいただきましたが、ちなみに昨
年度は何件だったのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ令和七年度の一時保護ですけれども、十件とな
っております。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

それでは、女性相談に当たる職員について伺ってまいります。

女性相談に当たる職員の配置数、勤務年数はどうなっているのか。また、
職員に求められる資質はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県女性相談支援センターでは、常勤職員二名と非常勤
の会計年度任用職員四名の計六名を配置し相談業務に対応しております。この
うち会計年度職員四名は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」
に基づき、県に置くことが義務づけられております女性相談支援員として配置
されております。

相談員の経験は様々ですが、従事期間が長い方では五年目の方もい
らっしゃいます。

センターが対応する一時保護の対象となるような緊急性の高い相談者の中
には複数の問題を抱えていらっしゃる方もあり、問題の解決と自立に向けて、関
係機関と連携した専門的な支援が必要となります。

職員には、相談者の立場に立って関係機関との連携を図りながら、必要な福
祉施策につなげていく力、調整能力が求められると考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。長い方では五年目の方がいらつしやるというようなお答えいただきました。そして、常勤の職員さんが二名、非常勤の方が四名ということですが、女性相談支援員としては四名の方が法律に基づいて配置をされているということです。

相談対応には四名で当たっていらつしやるというふうに認識をしておりますが、その状況はどのようになっていますでしょうか。

○畑島こども家庭課長Ⅱ相談員は四名なんですけど、常勤職員二名と常時大体内で事務所におりまして、そこで電話相談であるとか、あと、来所の相談であるとか、そういったことに対応しております。その場合、単独ではなくて複数人で対応するなど、相談員一人に負担がかからないような形を取っております。以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは、整理しますと、七百件の相談がありまして、そして、一時保護のことは令和七年度は十件ありまして、それに対して六人の職員さんで相談対応に当たっていたということでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この職員配置数の受け止めについて伺います。

相談対応の現状から見た女性相談に当たる職員の配置数について、どのように受け止めているのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県女性相談支援センターは、先ほど申しました一時保護などの緊急性の高い事案に対応する役割を持っております。夜間、休日の対応が必要な場合には県の常勤職員が対応しておりますけど、相談員の方には、一時保護中の女性の心身の安全に配慮しつつ、本人の意思を尊重し、関係機関と調整しながら伴走支援を行っていくという難しい役割を果たしていただいていると認識しております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。配置数の受け止めについては今御答弁いただきましたか。そこがはっきりしなかったのも、もう一度お願いいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ現状の人員配置で運営はしておりますけれども、それが適正なのか、今後状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは続きまして、職員の心のケアについて伺います。

女性相談に当たる職員の心のケアについてセンターではどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ日々の業務の中では、電話相談の内容を職員間で共有し、相談内容や助言した内容に関する検証を行うなどにより、経験の浅い相談員の負担軽減に努めております。

加えて、センターでは年に二回個別に相談員との面談を行い、業務における悩みや体調に関する不安を聞き取り、助言を行っております。

一時保護を行う場合など難しいケースについては、複数の職員によるチームで対応し、一人の相談員に負担が偏らないよう工夫をしております。

また、常に職員間でコミュニケーションを取りながら、難しい対応が必要な状況にある場合は、周りが気づける職場環境づくりに努めております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ心のケアとしては、職員さんによる面談が年に二回ということでした。

それでは続きまして、職員のスキルアップについてお尋ねをいたします。女性相談に当たる職員の方は、非常に専門性、あるいは経験など求められるところかと思えます。スキルアップについてはどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ職員のスキルアップに向けましては、DV関係機関の相談員向け研修、これは年に五回程度参加しております。それから、厚生労働省が主催する全国の女性相談支援員を対象とした研究協議会への参加、それから県弁護士会と女性相談支援員の合同研修会などの研修に参加する機会を確保しております。

また、県においても女性支援に従事する関係機関が出席する支援調整会議や女性相談支援員に向けた研修会を開催し、スキルアップに取り組んでいるところです。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ今各種の研修を言っていました。参加の機会を確保しているということですので、それぞれ参加がきちんと果たされているということよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

それでは続きまして、アバンセの女性総合相談窓口について伺ってまいります。

まず、令和七年度の相談実績についてですが、令和七年度の相談件数及び相談内容はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱアバンセの女性総合相談の令和七年度の相談件数は、およそ三千二百件となっております。

相談内容は、DVに関する相談が全体のおよそ三割を占めておりますほか、心身の問題や親族関係、生き方、離婚などの相談がございます。

また、相談の中には、様々な悩みが複雑に重なり合ったものも多く、相談者が抱える課題の複雑さ、多様さがうかがえる状況となっております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。三千二百件ということですね。

それでは、女性相談に当たる職員の配置数、勤続年数はどのようになっていますか。

るのか。また、職員に求められる資質をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱまず、職員の配置数についてですが、アバンセには現在、常勤の相談コーディネーターが一名と、それから非常勤の相談員九名が在籍しております。

相談員については、時間帯にも異なりますが、基本的には一日四名体制で相談をお受けしているところでございます。

勤続年数については、長い方で十二年にわたって従事していただいている方もいらっしゃると思います。なお、アバンセでの勤続年数が短い場合でも、他の相談窓口での経験を重ねてこられた方もいらっしゃいます。

職員に求められる資質についてですが、相談者の思いに丁寧に寄り添い、また安心して話していただけるような傾聴力であったり、コミュニケーション能力が重要であると考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

長い方では十二年ということで、全体では九名ということでしたが、この方々の勤務日数というのは、それぞれということかと思えますけれども、その確認をさせていただきます。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱ勤務日数についてですが、月十六日勤務の方が五名いらっしゃいます。それから、月八日、週二日の方が二名、それから月四日、週一日の方が二名いらっしゃいます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

確認ですが、求められる資質ということで伺いましたが、これは先ほどのセンターにも関わるところですけれども、それぞれに、ほかのところでも

談の経験がされてきたことがあるということもございました。特にこういう資格が必要だと、そういうところはないのではないかとというふうに認識をしておりますが、それぞれセンターとアバンセと何か相談を受けるに当たって、こちらの相談支援員であるということについて違いがあるのかどうか、確認をさせていただきます。お願いいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ県の女性相談支援センターでは資格は特に求めておりません。

以上です。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱアバンセにおきましても、特に資格等は求めておりません。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

七百件の相談がセンターのほうに来ていて、そして三千二百件の相談がアバンセのほうに来ているというのが、これが現状です。それに対して、十六日勤務の方が、センターのほうは六名いらっしゃって、そしてアバンセのほうは五名、月八日勤務の方が二人、四日勤務の方が二人ということで、これは勤務数を十六日で換算いたしますと、アバンセは九人配置ということですから、六・五人ということになるかなというふうに思います。この人数を同じような相談を受けられて、資格もそれぞれに必要なというこの状況で、相談を受ける数にすごく差があるというふうに思っております。

まず、七百件の件数を六人で受けていたら、一人当たり百件ちよつとということになるかと思えます。それに対して年間三千二百件の相談を六・五人で受けているというふうに計算をいたしますと、一人当たりは四百九十二件受けているということで、センターで受けていらっしゃる数よりも五倍に近いような数をアバンセの相談員さんは受けているというようになるかと思ひ

ます。

まず、このような状況を把握されているのかどうかというところ、そして体制として十分だと考えていらっしゃるのかどうかというところを、受け止めを聞かせてください。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱ職員の配置数の受け止めの前に、そのような二つの窓口があつて、それぞれ相談件数に違いがあるというところは承知しております。それだけアバンセの相談窓口が認知されており、そちらに気軽に相談したいということであつていただいている方が多いというふうに受け止めております。

また、職員の配置数についての受け止めですけれども、単純に計算をいたしますと、一日当たり大体平均で十件程度の相談が来ているということになります。

ただ、相談の内容が非常に幅広く、誰に話を聞いてほしい、誰かに聞いてほしいというものもあれば、またDVや複合的な困難な状況を抱える重たいケースまで様々ありますので、一件の重さ、それにかかる時間というのは非常に時間を要するものがあるということも承知しております。また、そういう相談を受けることで、相談員の方たちが非常に御負担を感じていらっしゃるというお声のほうも聞いております。

そういう中で、限られた人数の中で、相談員の皆様方には、日々強い使命感を持って真摯に御対応いただいていると思つていらっしゃるでござい

ます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

今の御答弁で、話を聞いてほしかったというものが多数ですというふうに言われると、それは違うなと思つていたんですけれども、そういう方も一部はいらっしゃると思いますが、それで終わることはほばないというふうに聞いておりま

て、先ほどおっしゃったように時間がかかるものもあるというのが、本当にこれが事実、現状かなというふうに思っております。その中で本当に頑張っている。ただいている。

県が委託先の給与の水準などについて介入すべきではないということ、私も理解をしておりますが、同じような業務に携わりながら負担があまりにも違う、そして給与に関しては、私の試算でございますが、年間ベースで言いますと、委託先のほうが三十万円から百万円ほど安いというような、そういう差が生じているというふうに承知をいたしております。

こういった処遇の違いというところは把握されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱアバンセのほうの財団に委託しております相談者の人件費につきましては、県は財団に対して男女共同参画に資する様々な業務を委託しており、相談事業もその中の一つとしてお願いをしているところでございます。

相談事業の人件費は、県が財団に委託している業務の委託料の中から財団内の規定に基づいてお支払いされているものと認識をしております、具体的なところは今のところ把握できておりません。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

申し添えておきますけれども、この相談員の皆様方というのは、相談された方々がDVと認識をしていらっしやらない方もいらっしやるので、これはDVですよというような、このDVの構造というものをきちんとお教えしたりとかあるいは心の負担を軽くするような心のケアというものを電話で傾聴しながらなさっていたりします。

資格は要らないということでしたけれども、本当に経験と、あるいはDVに

対する正しい知識、あるいは価値観を持っていることが非常に大事だということとで、さらにそのようなことを相談者に伝えるというような能力も必要、そんな中で頑張ってきていただいている。そして、そこに処遇の差があるということとを、いま一度、そこは財団の規定の中でなさっているということでしたので、ここは課長が介入するようなどころではないというふうには認識をいたしました。が、これは全体の大きな枠組みとして考えていかなければいけない問題だろうなというふうに私は思っております、後ほどよかったですら局長のほうにこの件について聞かせていただければというふうに思っております。

では続けて、職員の心のケアについて伺います。

女性相談に当たる職員のケアについてどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱアバンセの相談員の心のケアについてお答えいたします。

アバンセでは、日常的に相談員同士で情報交換やアドバイスを行うなどなさっております、お互いにフォローし合う関係が築かれていると聞いております。こうしたことが相談員の心のケアにつながり、また職場環境の支えになっていると考えております。

また、日常の業務の中で、コーディネーターが相談員から話を聞くことで相談員を支えておりますほか、アバンセでは毎年一回、臨床心理士による相談を受ける機会というものを確保しております、お一人一時間、ケアを受けて面談ができるという体制を取っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

御答弁いただきまして、私が冒頭で申し上げましたように、相談員さん同士の支え合いで成り立っているというところが多々あるというふうに私も認識を

しております。そしてまた、年に一度の面談ということをおっしゃいました。これが十分なのかどうかというところも考えていかなければいけないというふうに思っております。

まずもって守秘義務、あるいは秘匿性が強く求められることから、こうした方々は重い事例ですとか、あるいは御自身の精神的負担について外部に気軽に話すことはできません。一人で抱え込みやすい環境に置かれています。感情の処理をする機会が非常に限られたこの職業において、センターでも年に二回あるのに対して、同じように比較はできないかもしれませんが、年に一度の面談という体制で十分なのかどうかという、この認識をお聞かせください。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱ面談の回数が一回ということについてですが、これにつきましては足りているかどうかというところは財団のほうにもお話を聞きまして考えていきたいと思います。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

財団について聞いてくださるということで非常にうれしく思っておりますが、財団に対して聞くということがイコール相談員の方々それぞれに聞くということであってほしいなというふうに思っておりますので、聞く相手先ということ私の思いも酌み取っていただければというふうに思っております。よろしく願います。

では、職員のスキルアップについて伺います。

女性相談に当たる職員のスキルアップに向けてアバンセではどのように取り組んでいるのかということをお尋ねいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長Ⅱ相談員のスキルアップにつきましては、県の委託業務の中で、例えば、配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修であったり、女性関連施設の相談員に向けた研修、またDV関係機関の相談に

向けた研修など、様々な研修機会を確保していただくようにしております。昨年度の実績を財団からお聞きしておりますけれども、全体で三十六回、延べ四十九人の方が研修、そういう会議に出席などをしていただいているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

確保していただくようにしているということで、確保されているかどうか、この三十六回、四十九人の人が研修を受けられたということですが、これがスキルを維持、あるいはアップしていくことにきちんと寄与しているのかどうか、足りているのかどうかということも御確認をお願いしたいというふうに思っております。

では最後になりますが、県の今後の女性相談の体制について伺います。

ここまでそれぞれの相談窓口の役割や運営、相談員を取り巻く現状について伺ってまいりました。

現場ではそれぞれ懸命に役割を果たしていただいている一方で、相談員を取り巻く環境にも様々な課題があることが見えてきた、あるいはそもそも実態の把握自体に課題があるというようなところも見えてきたかと思えます。これらは相談員の疲弊を招く要因であるとも私は考えておりまして、相談の質、また相談体制の持続可能性にも関わるところというふうに考えております。

最後に、県民に提供する女性相談を持続可能な相談体制としていくために、県ではどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○畑島こども家庭課長Ⅱ女性自身が問題を一人で抱え込まず、自分に合った形で不安や悩みを相談でき、早期に必要な支援につながる場として、女性相談窓口の役割は重要だと考えております。

県女性相談支援センターでは、緊急性の高い事案について一時保護や女性自

立支援施設の入所措置を行っております。また、アバンセの女性相談窓口では、悩みや困り事を抱える女性が助けを求める場として、その後の適切な支援につなげていっております。それぞれの窓口がその役割を果たしていくことが大切だと考えております。

改定を予定しております「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」においても、取組方針の一つに相談支援体制の充実を掲げているところです。県としましては、女性支援に携わる市町などの関係機関やアバンセなどと意見交換を重ね、実際に相談者と日々向き合っていたりいる相談者の方の声も踏まえながら、持続可能な相談支援体制の充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ相談者に向き合う相談員の方というようなことでよろしいでしょうか。——ありがとうございます。そのように、今後、「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」の改定の時期に来ているので、市町、アバンセとも意見交換をしていきたいというような御答弁でございました。

最後に、局長にお聞かせいただきたいと思っております。

これまで繰り返しというか、今日この中でいろいろと二つの相談窓口の体制ということを見させていただきました。私はアバンセにだけ課題があるというふうに申しているわけではございません。県直轄の女性相談支援センターも含めて、どちらも現場の皆さんは限られた人員体制、また、一年更新という不安定な雇用の中で懸命に相談者に心を寄せて相談業務に当たっておられます。そのことに改めて心から敬意を表したいと思えます。

何度も繰り返し言いますが、相談内容の性質上、守秘義務、秘匿性が求められて、このために、この相談員さんたちが抱える負担とか、困難、あるいはこの皆さんの貢献度ですとか、成果も含めて、表には出にくいということ

で、私たちはこれまで十分にこの実態というものを可視化してこなかった面があるのではないかとこのように思っております。

婦人相談所から数えますと、女性相談支援センターは七十年の歴史を有するところになるかなというふうに思っております。そして、アバンセの相談窓口が始まったのも二十年たつというふうに伺っております、どちらも長いこと……、違いますか。（「三十年です」と呼ぶ者あり）三十年でした。失礼いたしました。アバンセの窓口では三十年もこの相談業務に当たっていたいただいているというふうに伺っております。

この実態というもの、相談員さんの負担というようにところに私たちは長い間、目を向けることをしてこなかったのではないかなというふうに思っております。

県民から見れば同じ女性相談の窓口であり、一時保護機能の有無が違っただけで、同じ女性相談という県民サービスを担っていらつしやいます。冒頭に、課長が相談の受け付ける内容には違いはありませんというふうにおっしゃいました。同じように女性相談を請け負っていたらと思っています。ですが、やはり一人一人の善意ですとか、使命感とか、頑張り、そして、相談員同士の支え合いに依存してきた部分はとて多いというふうに思っております。

今、課長からも、次期計画、計画の改定の時期に来ているというふうにおっしゃいました。今こそ保護の機関の課題ということではなくて、同じ女性相談支援を担う県全体の体制として、つまり、女性相談支援サービス全体の質と持続可能性という観点から、現場の声を丁寧に聞きながら、相談者にとっても支援者にとっても持続可能な仕組みとなっているのか、全体を俯瞰して今の現状でいいのかどうかというところを検証していただきたいというふうに思っております。局長にお考えをお聞かせいただければと思います。

○大草男女参画・こども局長Ⅱ県の二つの窓口がございます。これとあわせま

して市町にも相談窓口がありまして、市町のほうでも対応いただいております。こういった形で相談先が複数あるということは、相談者が相談先を選択できるという点で非常に意味があることなんだろうと思っております。それぞれの窓口がその特性を生かしながら機能を發揮していくこと、これが非常に大切だと思っております。

県の窓口でいいますと、その処遇の話がございましたが、運営の主体、それから、雇用の形態が違うということもございます。お受けしている相談については、いずれも幅広くお受けをしているというところでの違いはないのかもしれませんが。ただ一方で、相談を受けた後の一時保護、それから、一時保護の先の自立支援に向けた伴走支援、こういった面の役割の違いというのは、そういう違いがある面もあるという現実がございます。

ということ、単純に処遇を比較できない面もあるのかなとは思っているんですけども、ただ一方で、相談窓口の体制を安定的に維持していく、そのためにはやはり相談員の確保、それから、定着ということはとても大切ですので、我々はここをしっかりと考えていかなきゃいけない課題なんだろうなと思っております。

何よりも相談をされる方、この相談者のお一人お一人に寄り添いながら、まず、対応できる体制をつくっていくこと、それから、あわせて御指摘があつておりますが、相談員が安心して業務に従事できる、そういう働く環境になっていくこと、そういった点にも目を向けていく必要があるというのは本日の質疑の中で改めて認識をしたところでございます。

そういう意識を持ちましたので、現場のほうでどのような課題を抱えているのか、我々としては、まずはその相談員を雇用している財団のほうに、まず、こういった課題があるんですか、どんな声が相談員さんから来ていますか、そんなことをまずしっかりと聞き取りをしながら話をしていきたいと思っております。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

誰に聞き取りをするかというところで変わってくる面もあるかと思えます。私はやはり相談者を支えるこの相談員さんを支えるということは非常に大事なところだと思いますので、直接、よければ相談員さんから聞き取りをしていたければというふうに思っております。

そして、このアバンセの皆さんも、例えば、裁判所に保護命令を申し立てる際の手続の援助をしたりですとか、裁判所に提出書面を発行したりとか、様々なことをなさっています。どちらのケースが重くてということもないかというふうに思いますし、また、そこはこれまで見てこなかったということできちんと把握されていない面があるかと思えます。私、この問題は、私たち全体における一つの「もんだ症候群」のような気がしないでもないんですね。こんなもんだというふうに見過ごしてきたということがここにもあるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、いろんな反省を込めながら実態というものをぜひきちんと見ていただければなというふうに思っております。よろしく願います。

では続きまして、二問目に入らせていただきます。

問いの二、「佐賀らしい探究学習推進事業」についてお尋ねをしてみたいです。

近年、AIの急速な進展をはじめ、社会はかつてないスピードで変化をしております、将来を正確に予測することが難しい時代を迎えています。これからの子供たちには、知識を身につけるだけでなく、自ら問いを立て、答えのない課題に向き合い、多様な人と協働しながら、新しい価値を生み出していく力が求められています。

そのため、質の高い探究的な学びの重要性はますます高まっております、日本の学校教育も正解を教える教育から、子供たちが自身が学びの主体となり、

問いを立て、答えのない課題に挑戦する探究学習へと大きく転換が進められています。

こうした中、県教育委員会においては「佐賀らしい探究学習推進事業」を今年度立ち上げられ、探究的な学びの充実に取り組まれているところです。

探究学習はカリキュラムや教材だけで実現できるものではなく、子供たちの主体性を引き出し、学びに伴走する教員の存在、さらには学校と地域が連携して学びを支える体制づくりが、その質を大きく左右するものと考えております。そこで、本事業について伺ってまいります。

まず、この事業の立ち上げについてです。

この事業の立ち上げの経緯と目的について伺います。

○山崎学校教育課長Ⅱこれからの時代に子供たちに求められるのは、佐賀県教育大綱に掲げる自ら考え判断し行動できる力です。生徒が自ら課題を発見し、解決に取り組むことで、そうした力を養えるよう、本事業を実施することといたしました。

現在、各学校において、学校の特色や生徒の興味関心、地域の課題に合わせ探究学習が行われております。今後、外部機関や人材を確保するなど、探究活動に必要な環境を整えることで、自分で自分のことを決められる骨太でたくましい生徒の育成を図っていきたいと考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは、事業の内容について伺います。

「佐賀らしい探究学習推進事業」では、生徒の主體的な学びを促すため、様々な取組が行われていると考えておりますが、具体的にどのような事業内容なのかお伺いいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ事業内容は、教育委員会事務局内に県全体の知見を集約するプラットフォームとして探究学習プロジェクトチームを設置し、専門家と

のネットワークを構築いたします。そして、各学校の探究推進チームと情報を共有していきます。また、プロジェクトチームには、専任の指導主事、探究学習スーパーバイザー及びコーディネーターを配置しております。また、各学校からの求めに応じまして、外部機関からの探究アドバイザーの招聘に係る支援、実験道具や材料など探究学習に必要なものの購入を支援し活動を充実させるための環境整備、教員の指導力向上を図るためのスキルアップ研修、生徒を対象とした探究強化合宿を行います。

なお、生徒を対象とした探究強化合宿につきましては、アドバイザーとして県立大学学長予定者である山口和範先生にも参加していただく予定でございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱこの探究学習強化合宿というのは、その成果も楽しみだなというふうに思っております。

今の答弁にございました探究学習アドバイザー、そして、スーパーバイザー、コーディネーターの役割について伺います。

質の高い探究学習を実現するためには、人材を含めた地域資源の開拓や活動実施に向けた調整が重要であり、外部人材も含めたコーディネート機能の充実が求められると認識をしております。

そこで、探究学習アドバイザー、スーパーバイザー及びコーディネーターは、それぞれのどのような役割を担っているのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ探究学習アドバイザーの役割は、生徒の探究活動等への助言や、専門的、発展的な活動への支援でありまして、大学教授、研究機関等の外部人材にお願いをしていきます。

また、スーパーバイザーの役割は、県内の大学や企業などとの関係性の構築と県全体の探究活動のマネジメントでございまして、探究活動に知見のある有

識者が担っています。

また、コーディネーターは、初年度対象校を定期的に巡回しながら、探究活動に必要な外部連携先の開拓、校内外の連絡調整などの伴走支援を行います。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。探究学習アドバイザー、スーパーバイザー及びコーディネーターの役割をお示しいただきました。

特に、探究学習アドバイザー、スーパーバイザーの方々は、直接生徒さんに働きかけるような立ち位置ということでしょうか。

○山崎学校教育課長Ⅱ委員おっしゃるとおりでございます。探究学習アドバイザー、学校に向いていって、いろいろな相談を受けたりとか、そういうこともします。それから、スーパーバイザーも、先ほど申しましたように、全体のまとめみたいなこともやりますけれども、学校に出かけていって、そういった探究学習のお手伝い的なところとかもやるような形に考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ生徒さんに向けた体制が充実するということが分かりました。

それでは続きまして、探究に係る教員のスキルアップについて伺います。

探究学習の質を継続的に高めていくためには、個々の教員の指導力向上とともに、探究学習を担う教員の核となる高い専門性を持つ教員の育成も重要であると考えております。

探究学習を担う教員の核となる高い専門性を持つ教員の育成について、他県では教育研修の一例として、「NPO法人Leap for」の教員海外派遣事業のように、海外で先進的な探究学習を行っているモデル校に教員を派遣するプログラムを利用しているケースもあると伺っております。

そこで一点目、佐賀県で今行われている研修について、研修の内容や実施対象、実施形態はどのようになっているのか伺います。

○山崎学校教育課長Ⅱ生徒の主体的な学びを引き出すには、教員による問いの投げ方が重要でございます。そこで研修では、例えば、生徒の気づきを促す教員からの問いかけ、視野を広げるような教員からの問いかけなど、従来のティーチングからコーチングへのマインドの転換を図る内容を扱っております。全県立高校の探究学習の担当者を対象といたしまして、去る六月二十二日、月曜日、今週の頭でございますけれども、そちらに実施をいたしました。参加した教員からは、生徒への問いかけの重要性を再認識できたであったり、ロールプレー等の体験的活動を通してコーチングとメンタリングの違いを理解できたであったり、生徒の主体性を引き出す関わり方について理解が深まったなどの声が聞かれました。この研修内容につきましては、オンデマンドでも各学校に配信をしまして、県立高校の全職員が自由に視聴できるようにする予定でございます。

さらに、初年度対象校につきましては、年に二回、AIアプリを活用した研修を全教職員に行います。AIアプリを活用いたしまして生徒への問いかけを分析することによって、さらなる生徒の主体性を引き出す関わり方のスキルアップを図ってまいります。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。六月二十二日の研修ですね。問いかけの重要性を再認識できたというような、実際に体感してもらえたというところで非常によかったなというふうに感想を聞いて思いました。

そして、AIアプリ、これも全職員さんということでもよかったんでしょうか。探究学習を担当される方ということかと思えますけれども、違いますかね。ごめんなさい。（「初年度対象校の全職員」と呼ぶ者あり）初年度対象校ですね、失礼いたしました。初年度対象校の全職員にということでございますけれども、こういういろんなテストケースというのか、試してみるというのか、

そういう経験も積み重なってくればいいかなと思っています。

やはりA Iアプリの体験というものは、実際に自分が飛び込んでいった体験よりも、あまり何か強く残るものでもないかと、悪いことではないけれども、ないよりはあったほうがいいかなというふうに思っておりますが、こういうことも上手に活用してもらえればいいかなというふうに思っております。

では続きまして、探究学習の核となる教員の育成について伺います。

探究学習の質を継続的に高めていくには、各学校で中心となつて実践を牽引する高い専門性を持った教員の育成は重要であると考えております。先ほど御紹介いたしました、他県では教育研修の一環として、「N P O 法人L e a p f o r」が実施する教員海外派遣プログラムを活用しているところもございます。これはどういった研修かといいますと、アメリカのサンディエゴにある探究学習の先進校、ハイテックハイというスクールがあるんですけれども、そこに教員を派遣するというものでございます。

ここでは、生徒が地域や社会の課題のテーマを主体的に学んでいます。また、プロジェクト型学習が実施をされていて、教員は教科横断的な学びの設計、あるいは生徒の問いを引き出すファシリテーション、あるいは成果物、学習過程を重視した評価方法など、現地で学び、帰国後にはその成果を校内や県内に広げる役割を担っています。

このプログラムですが、企業や個人からの寄附を財源として運営をされております。初年度は自治体の新たな財政措置の必要はなく、教員を海外へ派遣できる仕組みというふうに伺っております。

そこで、こうしたプログラムへ参加する方法も教員を育成するに当たってはあるかと思いますが、こうしたプログラムへの参加についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長 委員からお話がありました「N P O 法人L e a p f o

r」の教員海外派遣プログラムでございます。先ほど詳しくお話いただきましたように、海外のP B Lの先進校で研修を受けるといふもので、興味深い提案だと思っております。

このほかにも、探究学習につきましては複数の事業者から教員研修に関する様々な提案をいただいているところでございます。

現在、各学校におきましては、教科の専門性を持つ教員が試行錯誤しながら探究学習に取り組んでいる状況でございます。教育委員会としましては、まずは探究を指導する教員全体のスキルアップを図ることが必要と考えておりまして、個々の教員の探究スキルや探究マインドの向上に主眼を置き、この「佐賀らしい探究学習推進事業」を実施することといたしました。今後、高い専門性を持った核となる教員の養成につきましては、教員全体のスキルアップの現況を踏まえて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○一ノ瀬委員 ありがとうございます。まずは、全体のスキルアップ、底上げということで行われました。私、考えますけれども、このプログラムに参加することが全体の底上げにならないというふうには思わないんですね。全体の底上げに結びつくのではないかなというふうに率直に言っていると思っております。

この「N P O 法人L e a p f o r」の辻村慎之助氏とやり取りをさせていただきました。この方、官公庁や大使館のアドバイザー、あるいは学校や企業のコサルティングなどを行っていらっしゃる方です。やり取りさせていただきまして、このプログラムがどういったものかというのは先ほど御紹介をさせていただきました。

二〇二五年度、このプログラムには京都府の教員が三名、島根県から四名の計七名が参加をされておまして、次に行く方に勧めたいかということでは、いずれも十点満点の十点ということで、ぜひ勧めたいというような回答をされ

ています。そして、今年度は六自治体、十八人が参加をされるということになっております。昨年度から継続している京都府と島根県に加えて、新たに四自治体に参加ということでございます。さらに、来年度ですけれども、十から十二程度の自治体に参加をする見通しであって、今、受け入れ体制を拡充しながら全国に広げていく方向で検討されているそうです。

各自自治体の様子を見ますと、自治体予算を使っているところもありますけれども、寄附、あるいはふるさと納税などを賢く使っているところもありますし、ネクストハイスクールの財源を活用しているところもございます。一過性の事業ではなくて、この海外派遣というものの、継続的な人材育成の仕組みとして定着しつつあるというふうな肌感覚を持っております。

そして、私として残念に思っていることがあるんですね。このプログラム、佐賀県に昨年度御紹介があったというふうに思っております。寄附者が佐賀にゆかりのある方ということで、寄附者の御意向もあり、昨年、せっかく佐賀県にどうですかと声をかけていただいたにもかかわらず、十分に検討されることなく、機会を逃してしまったように見えることなんです。もちろん現場は多忙であり、簡単な話ではないかと思いますが、でも、現場に行きたいと手を挙げる先生もいらつしやったというふうに伺っているんですね。

私自身、議員として海外に派遣をしていたいただいた経験を持っておりますが、そこで得た知見ですとか体感というのは、その後の質問、政策提言、そして自分自身の視野や行動を変えてくれるかけがえのない経験となりました。だからこそ、教員の方にも広い世界を見て、外に出て、教えられるというばかりではなくて、自分からアクティブに学びに行く。コンフォートゾーンを抜け出して、失敗を含めて新しい経験を積んでくる。こういうことを生徒に相対する先生だからこそ、こうした経験を持つてほしいというふうに考えております。

今、検討していきたい、考えていきたいというような、とてもふわりとした

御答弁を頂戴したかと思えますけれども、もう一步進めて、このプログラムの担当者と意見交換をする、あるいはきちんと情報を収集するなど、具体的に検討を始めてほしいと考えておりますが、そこについてのお考えをお尋ねいたします。

○山崎学校教育課長〓今、委員から御質問があった件についてお答えをしたいと思います。

この「佐賀らしい探究学習推進事業」の中では、他県の取組を参考にしたりとか、実際にどういうことをやられているかとか、それからモデル校の派遣等のことも、これは国内でございませうけれども、考えております。

先ほど御紹介がありましたように、既に島根県と京都府のほうで行かれています。次は、六自治体から十八人ぐらいということを伺いました。そこで、実際に行かれた方の話なんかを聞くような機会も、この後、いろいろ実践をされている学校等を、何ですかね、いろいろお話を聞いていくという中でも、そういうところも含まれてくる可能性はあるのかなというふうにも考えております。

一応いろいろ検討した結果、佐賀らしい探究事業を今の形で進めようとしておりますので、その次のステップとしていろいろ検討させていただいて、この「Leap for」の取組等が我々が考えている分に合えば、その検討の一つの候補にはなるかなとは思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員〓ありがとうございます。佐賀らしい探究学習ということで、他県の取組をまねすることはないというふうに思っておりますけれども、ただ、こうしたプログラムのよさを体感、見抜くというんですかね、そういうセンスというものがあればなど。なかったとは失礼ながら申し上げませんけれども、もつとあつたらなというふうに思っております。

といいますのも、声がかかった自治体は全て行くという判断を下しているん

ですね。佐賀県がなぜこの提案を受けながらここには行かないというふうに判断をされたのかと。そこはどういった理屈、理論、根拠をもってそのようなことになさったのかということは、私はもう一度見つめていただきたいなというふうに思っております。

それでは、具体的なといいますか、情報収集をするというふうに言うてくださったので、きちんとした情報収集、あるいは意見交換などをお願いできたらというふうに思っております。

それでは最後に、今後の取組について伺います。

AIが発達する時代だからこそ、逆に人と人との関わりの価値は高まるというふうに考えております。人との出会いが人生を変え、人の言葉が挑戦する勇気を与え、人の存在こそが子供の可能性を引き出していきます。教育とは、まさに人が人を育てる営み。ここにいらつしやる皆様は、本当にそこを理解していらつしやる方々ばかりかと思います。だからこそ、教員自身が学び続け、成長し続けることが何より大切だと考えております。探究学習を始動していく上での教員全体のスキルアップについて、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱこの「佐賀らしい探究学習推進事業」は始まったばかりでございます。まずは、この事業を通して、生徒の主體的な学びを引き出すために、教員の探究マインドやスキルのベースアップを図っていかねければならないと考えております。

そして、先ほどから申し述べます事業者からいただいている魅力ある提案、他県の取組も参考にしつつ、実践に直接触れる機会やモデル校への派遣、専門研修への参加等、大学や企業、事業者などの外部機関等と連携をしながら教員全体のスキルアップを図っていきたいと考えております。特に探究学習を軸とした県内高校と県立大学との高大連携には大いに期待しているところでござい

ます。県立大学との様々な関わりが、子供たちの豊かな学びだけでなく、教員のスキルアップにもつながっていくという点でも連携をしっかりと進めていきたいと考えております。

外部機関等との連携を強化しながら探究学習を担う教員全体のスキルアップを総合的に推進することにより、本県における探究学習のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ教員全体のスキルアップについてお考えを伺いました。

最後に、教育長に伺わせていただきたいと思います。

高校の魅力化に取り組んでいただいておりますが、それは言うまでもなく教職員の魅力化ではないかなというふうに思っております。昨日も一緒に神埼清明高校のほうに視察に行かせていただきました。原先生でしたでしょうか、一生懸命介護実習を指導してくださっていて、やっぱり先生方の思いに触れるということが生徒たちにもすごくいい影響を与えているなと思って、高校の魅力化イコール教員の魅力化であればなというふうに感じておりますし、有識者にお尋ねをいたしましたところ、高校の魅力化に目を向けている自治体は多いけれども、教育委員会、あるいは教職員の魅力化にまで目を向けている自治体が少ないということをお聞きいたしました。学校の魅力、結局、教員の魅力に行き着くというところもあるかというふうに思っております。

そしてまた、佐賀県は、弘道館、蘭学、医学など、江戸時代から外の世界に学び、新しいものを積極的に取り入れながら、日本をリードする人材を育ててきた歴史があるというふうに思っております。守るべきものを大切にしながら、革新的なものを柔軟に取り入れてきた、それが佐賀の教育の伝統であり、強みであるというふうに思っております。

「佐賀らしい探究学習推進事業」の中で、佐賀らしい探究学習を支える核と

なる教員を育て、教員自身が学び続け、挑戦し続けるような、その文化をどうやってつくっていくのか、その視点を大事にしていきたいというふうに思っておりますが、佐賀の教育の未来を見据え、教育長の思いをお聞かせいただければというふうに思います。

○甲斐教育長 探究学習のことを大変応援していただいているというふうに受け止めております。

私ども、この探究学習、県立大学ができるということもありましたし、もともと探究学習というのは力を入れていきたいというのがあります。あと、県立大学ができるというこの機会に、やはり高大連携、学びの精神というのが広がっていくというところを大切にしていきたいと思っております。そうした中で、連携をしながら、子供たちだけでなく、教員も刺激を受けるというふうに思っております。

先ほどおっしゃった教職員の魅力化というお話、とても大事な視点だと私も思います。何といたしますか、教員の皆さん、それぞれ高校は特に専門教科を持つていて、それが好きでその教科を教える先生になられたと思いますので、本当に探究心が旺盛でいらつしやるというふうに思いますので、そこのお気持ちを大事にしながら、また、弘道館のお話もございました。自学自習の精神ですとか、あと、最先端のものを取り入れていった、あの弘道館のすばらしさというのは我々に根づいているというふうに思っておりますので、研修の機会はいろいろあると思います、まず、見て知ることでも大事だと思っていますので、こういった研修のやり方、スキルアップがいいのかというののはしっかりと考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○一ノ瀬委員 ありがとうございます。学びの精神というものを高大連携でも大切にしていきたいというふうにおっしゃいました。

学びの精神というものが、教員自身も自ら体得したものととして、また、それが生徒さんに伝わっていけばなというふうに願っておりますので、引き続きこの「佐賀らしい探究学習推進事業」を頑張っていたいただければというふうに思っております。

では続きまして、三問目に移らせていただきます。三問目は全国産業教育フェアについてです。

今年十月にSAGAアリーナで全国産業教育フェアが佐賀県で初めて開催されます。多くの方に高校生の頑張り、技術力の高さを見てもらいたい、その思いで二月議会の「自由民主党ネクストさが」の代表質問には、この産業教育の話題も盛り込まれておりました。

私、先日の六月十三日に開催をされました介護技術コンテストの県大会に視察に行かせていただきました。高校生のレベルの高さに驚くとともに大変感動をいたしました。介護技術コンテスト、そこには高校生の優しさ、そして豊かな感受性、まさにフイランソपीーというんですね、優しさにあふれる人間愛が満ち満ちておりました。どの介護技術を使うかというのは決まっていないというところが私にとってはとても新鮮でしたけども、そこに答えはなくて、お体の不自由さですとか、あるいはお気持ちを酌み取って、また、過去の経歴まで考えて、根拠を持って多数の介護技術の中から選択をして、優しい声かけとともに実践をする、そして、実技の後ではプレゼンで根拠、あるいは考え方を示していきます。神埼清明高校の原口さん、高尾さんお二人が優勝されましたが、本当にハイレベルなコンテストだったかなというふうに思っております。六校の皆さんが出場されていました。

昨日も神埼清明高校の視察でこの介護技術を間近に見させていただきましたが、やはりコンテストの場というのはまた緊張感、集中力も違いますので、せっかく全国大会が佐賀で開かれる機会ですので、ここにいらっしゃるみなで、委員

の皆さんも昨日視察をしましたけども、このコンテストという緊張感の中の様々な頑張りというものもぜひ見ていただきたいなというふうに思っております。

介護分野に限らず、これまでも佐賀県の専門高校のレベルの高さについては伺っております、今回開催をされる全国産業教育フェアにおいても各分野でハイレベルな競技や学びの成果が披露されるものと大いに期待をしております。今回こうした大会が佐賀県で開催されることは大変意義深く、単なる大会として終わらせるのではなくて、多くの県民の皆様に、高校生の学びの成果や活躍、あるいは豊かな感受性、輝きに触れていただいて、佐賀県における産業教育や人材育成の取組への理解、そして、関心を深めていく機会とすべきであるというふうにも考えております。

そこで、次の点について伺います。

一点目は、佐賀県の産業教育の現状についてです。

県内の産業を学ぶ学科についてまずは伺います。

県内の高校には、どのような産業を学ぶ学科があるのかお答えください。

○山崎学校教育課長Ⅱ県内で産業を学べる学科は、農業、工業、商業、家庭、福祉、看護、情報などの専門学科と、複数のコースから福祉などを選択できる総合学科があります。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは、産業を学ぶ生徒の割合と推移について伺います。

産業を学ぶ学科に在籍する生徒数の割合や近年の推移についてどのような状況となっているのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ県内の産業を学べる学科、いわゆる専門高校で学ぶ生徒につきましては、令和七年度は約九千七百人が在籍をしております、県内の高校生全体の約四五%と、全国で三番目に高い割合となっております。また、

その割合は令和四年度からほぼ横ばい状態で推移をしております。以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ全国で三番目に高い、四五%ほどの割合、九千七百人の生徒さんが今専門学校で学ばれているということでした。

では、産業を学ぶ学科の強みや魅力について伺います。

産業を学ぶ学科の強みや魅力はどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ専門高校の魅力といたしましては、大きく二つございます。

一つは、実践的で専門性の高い学びが行われていることです。

専門高校では、授業や実習を通じて、農業、工業、商業、福祉など、それぞれの分野を現場に近い環境の中で学んでおります。近年は、授業の中でドローンやICT、3Dプリンター、AIなどの新しい技術も積極的に取り入れ、社会の変化に対応した学びへと進化しています。

もう一つは、生徒一人一人の好きや関心について深く学べる環境が整っていることです。

専門高校では、段階的に専門分野を選択しながら学ぶことができ、自分の興味や関心を生かし、好きなことの専門家になれる道筋、いわば最短ルートが用意されています。これらのことから、多くの生徒が専門的な知識や技術を生かした就職をすることはもちろん、現在では、卒業後、さらに専門性を高めるため、多くの学科で半数以上の生徒が進学をしています。

このように専門高校は就職と進学のいずれにも対応できることが大きな強みでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございました。

AI時代にはますますこうした力というものが必要となるというふうな報道を見たこともありまして、引き続き頑張っていたきたいなと思うとともに、専門学校のいろんな学びを支えるということ、昨日も介護のお風呂を見せていただきましたが、いろんな設備等々が必要なんだというふうに思っておりまして、時代に合った学びを支えていくということは非常に大事なところだなというふうに感じたところです。

では続きまして、全国産業教育フェアの概要について伺ってまいります。

まず、開催主体がどこなのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ全国産業教育フェアは、文部科学省や開催県教育委員会、全国産業教育中央会等の全国の産業教育に関わる団体で組織される実行委員会が主体となり開催をしています。

また、大会運営に当たりましては、県内の専門高校から希望する生徒たちで組織する生徒実行委員会を設置しまして準備を進めているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ生徒実行委員会のほうの企画力ですとか実践なども本当に楽しみなというふうに思っているところです。

では、この大会の目的について伺います。

大会を開催する目的は何なのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ全国産業教育フェアは、生徒の学習意欲を高めるとともに、産業界、教育関係者、国民一般に対し、専門高校等における魅力的な教育内容への理解と関心を深め、新しい時代に即した産業教育の活性化と振興を図ることを目的としております。

また、本フェアは、全国の専門高校に加えまして特別支援学校の生徒たちが一堂に会し、日頃の学習成果を発表する国内最大級の産業教育イベントでございます。また、専門高校のインターハイとも称されるような大会でございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは、実施内容について伺います。

実施内容はどのように規定をされているのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ全国産業教育フェアの実施内容につきましては、文部科学省が定める開催要綱において基本的な枠組みは規定されております。

具体的には、生徒の学習成果を多様な形で発信できる内容として、ロボット競技大会、フラワーアレンジメントコンテスト、クッキングコンテスト、介護技術コンテスト、ビジネスアイデアコンクールの五競技の各専門分野における技術や知識を競い合う全国大会、そして、生徒が実習等で製作した作品の展示や販売、作品や研究成果の発表、実習体験などが基本として示されています。

開催地は、これを踏まえまして地域の特色を生かした内容を構成することとされておりまして。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは、佐賀大会について、先ほど地域の特性に応じてというふうにおっしゃいました、佐賀大会ならではの取組はどのようなものが予定されているのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ佐賀大会は十月二十四日の土曜日、二十五日、日曜日の二日間、SAGAアリーナを中心に開催を予定しております。

先催県にはない佐賀大会ならではの特徴ある取組として、AIやメタバースなどのデジタル技術を活用し、課題解決や新たな価値創造に挑戦する競技等を盛り込んでおります。

具体的には、佐賀県オリジナル競技として、全国高校生DI選手権大会、DI——デジタルイノベーション——を実施いたします。本競技では、方言と標準語を相互に変換するAIをつくりまして、その精度を競わせます。さらに、その技術を使って地域の課題をどう解決できるかまで考える実践的な内容

になっております。

また、特別支援学校の生徒が参画しまして、メタバースを活用した接客案内を予定しております。

さらに、来場者が様々な専門学科をまとめて体験し、知るきっかけとなる体験ブースなど来場者が実際に参加できる取組を予定しております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ方言と標準語がきちんと翻訳できるのかなど、腕の見せどころというか、楽しみな競技も多いのかなというふうに思っております。

それでは、続きまして来場者について伺います。

想定する来場者について、来場者としてどのような方々を想定し、どの程度の来場者数を想定しているのか伺います。

○山崎学校教育課長Ⅱ来場者としては、競技に参加する全国の専門高校生や教職員に加えまして、将来の進路を考える中学生やその保護者、さらには企業や業界の関係者など、幅広く県民の皆様を想定しています。

来場者数は二日間で延べ約六万五千人程度かと見込んでおります。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱありがとうございます。

それでは、周知、集客に向けた工夫について伺います。

中学生、あるいは一般県民にも多数来場していただきたいと思っておりますが、どのような周知広報を行っているのかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ中学生やその保護者に対しましては、全国産業教育フェアが専門高校の多様な学びを一度に知ることができる機会であることを伝えるために、県内の高校を紹介しているサイトへの掲載や高校進学説明会でのPRなど、進路選択のきっかけとしての案内を行っております。

さらに、多くの県民の皆様に対しては、高校生によるSNSでの情報発信や

県内各地へのポスター配布、「さが桜マラソン」や有田陶器市など、多くの人が集まるイベントの場でのPRブースの出展などを行っております。

また、県内の新聞社と連携をいたしまして、大会約百日前から県内専門高校の特色ある学びや取組をしていただく記事の掲載も予定されております。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱ各イベントでのPRブースなどにも高校生が行かれているのかなというふうに思いますが、もう既に高校生の頑張りが光っているんだと感じております。

それでは、県外からの受け入れ体制について伺います。

先ほど全ての来場者数予想六万五千人ということで、県外からの方も多数含まれていると思います。県外からの多くの来場者、参加者が見込まれる中で、宿泊施設の確保、受け入れ体制についてはどのように調整を進めているのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長Ⅱ県外から多くの視察者や競技選手の宿泊が見込まれております。そのため、県内でこれまでに開催をされました国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会で培ったノウハウを継承いたしまして、一年前から宿泊施設との調整を開始しているところでございます。現時点で全国から来佐する予定の選手等に必要な宿泊室数の確保は完了しているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員Ⅱこれまでの大きな大会のノウハウも生かされているということ、そしてまた確保もされているということで安心をいたしました。

では続きまして、大会開催に向けた知事部局との連携について伺います。

今議会もそうでしたけれども、知事の答弁の中に戦略的、重層的に取り組んでいきますというような発言があったり、今一つの施策で多数の効果を出すと

というのが佐賀県の施策の流れではないかなというふうに感じております。

この大会にも知事部局と連携しながら当たっていただきたいというふうに思っておりますが、本大会の準備や運営に当たり、知事部局とどのように連携をし、取り組んでいるのか伺います。

○山崎学校教育課長〓本大会は、産業教育の成果を県民にも広く知っていただくとともに、全国からの来場者に本県の魅力を発信する機会でもあることから、知事部局と連携して準備、運営に取り組んでおります。

具体的には、産業労働部と連携し、昨年度は「SAGAものすごフェスタ」の開催に合わせてプレ大会を共催で開催いたしました。

さらに、県内企業に対する大会の周知や協賛依頼、本県の魅力発信の観点からクッキングコンテストで使用する佐賀県産ノリの提供を受けるなど、佐賀らしさを生かした大会運営を行っております。

また、地域交流部と連携しまして、県外から来佐する競技者等に対して、宿泊あつせんの案内に合わせて佐賀空港を活用するメリットを周知するなど、佐賀空港の利用促進にも取り組んでおるところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員〓ありがとうございます。

各部局との連携の中で取り組んでいただければなというふうに思っております。

それでは最後になりますが、関連業界との関係づくりや産業教育への理解促進について教育長に伺います。

全国産業教育フェア、高校生が日頃の学びの成果や努力、挑戦する姿、多くの県民の方々に直接見ていただいて、産業教育の価値、あるいは魅力を広く発信できる絶好のチャンスだというふうに考えております。

そしてまた、生徒たちにとっては、自らの学びに誇りや自信を持つきつかけ

になるだけでなく、日々熱心に指導をされている先生方にとっても大きな励みとなるのではないかなというふうに感じております。また、もちろん中学生や保護者にとっては進路選択の参考となります。そして、大事なことは地域全体での産業教育を応援する機運の醸成につなげることではないかなというふうに思っております。

関連業界や企業とのつながり、ここで深められたならば、県内企業の人材確保、あるいは地域への愛着を育むなど、その波及効果は非常に大きいものがあると考えております。もちろん連携がうまくいくと、探究学習の学びの環境を整えることにもつながるのかなというふうに思っております。

この大会を通して、関連業界との関係づくり、あるいは産業教育への理解促進に向け、どのように取り組んでいかれるのか、その考えを教育長に伺います。

○甲斐教育長〓産業教育との連携というのをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

産業教育に関連して多くの業界の方々に高校生たちの挑戦する姿を見ていただくことは大変大きな教育的意義があるというふうに思っております。高校生たちは日々の学習、実習を通して知識、技術というのを身につけているんですけれども、自ら学んでいることが社会の中でどんなふうにつながっていくのか、役立つのか、それを実感する機会になると思っていて、とても貴重だと思っております。

今回のフェアのように、第一線で活躍されている方々に、自分たちの取組、成果を直接見ていただいて、声をかけていただくことというのは生徒たちにとって大きな励みになりますし、自らの学びや技術を多くの方に認められる経験というのは、今後の学びのフィールドを広げるきっかけになると考えています。また、その姿を見た先生たちにとっても大変励みになることだと思っております。

関連業界の方々にとつても、高校生たちの真剣な姿ですとか高い技術力、現在の産業教育の水準ですとか、若い世代の可能性に触れてもらえる機会だと思っております。このような若者が育っていることを実感して知っていただける機会になると思っております。これを機会にさらに産業界の方々にも応援していただけるとありがたいなというふうに思っております。

教育委員会としては、この大会をきっかけとして、専門高校の学びと実社会とのつながりがより深いものとなることを期待しております。大会の趣旨、見どころを丁寧に発信しまして、関連業界を含む多くの県民の方々に会場へ足を運んでいただけるようにしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

○青木委員長Ⅱ 暫時休憩します。 十五時二十五分をめどに委員会を再開いたします。

午後三時三分 休憩

午後三時二十五分 開議

○青木委員長Ⅱそれでは、委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○中村委員Ⅱ自民党の中村でございます。

今日は大事な皆さんとの意見交換会が控えておりますので、なるべく早口で簡潔に質問させていただきたいと思えます。

まず、通級指導教室についてであります。

昨今、特別支援教育が大変身近なものになったと感じています。鳥栖市では、本年四月に鳥栖特別支援学校が開校いたしました。また、市内の小中学校においても特別支援学級や通級指導教室が設けられるなど、障害のある子供たちの学びの場の環境整備は着実に進んでいます。しかし、環境整備が進んでいるからといって課題がなくなったわけではありません。発達障害のある児童生徒への支援の充実、教員の専門性の向上、保護者の不安への対応など、県教育委員会には今後も課題解決に向けて不断の努力をお願いしたいと思っております。

そこで、今日は通級指導教室を中心に特別支援教育全般について質問をいたします。

まず、インクルーシブ教育について伺います。

特別支援教育を必要とする児童生徒が年々増加する中、近年はインクルーシブ教育の推進が重要であると言われております。しかしながら、言葉だけが先行し、その目的や意義については、県民に十分理解されているとは言い難いようにも感じております。

そこでまず、インクルーシブ教育の目的をどのように考えておられるのか。また、インクルーシブ教育の推進に向けて、現在どのような取組を実施しておられるのかについてもあわせてお尋ねをいたします。

○河野特別支援教育室長Ⅱインクルーシブ教育の目的についてのお尋ねですが、

インクルーシブ教育は、障害の有無にかかわらず、全ての子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すものであり、それぞれ一人一人の多様性というのを認め合い、共生社会の形成につながるものでございます。

また、取組内容についてのお尋ねですが、県教育委員会では、県立特別支援学校と近隣の小・中・高校などとの交流及び共同学習、そして、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育アドバイザーといった、特別支援教育に関して中心的役割を果たす教員を対象とした研修、そしてさらに、小・中・高等学校の通常学級の担任を対象とした研修、さらには児童生徒の学びの場を決定する市町教育委員会の指導主事等を対象とした研修、こういったことなどを実施し、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

次に、特別支援教育について伺います。

特別支援教育を必要とする児童生徒は年々増加していますが、改めて特別支援教育の目的をどのように考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思えます。また、その目的を達成するために、現在どのような取組を実施しておられるのかについてもあわせて御答弁を願います。

○河野特別支援教育室長Ⅱ特別支援教育の目的についてのお尋ねですが、特別支援教育は、障害のある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものでございます。また、その指導や支援の際は、一人一人の教育的ニーズを把握することが必要とされております。

また、特別支援教育の取組についてのお尋ねですが、県教育委員会では主なものとして、県立特別支援学校における、例えば、基本的生活習慣の確立を目

指した日々の学習のほか、将来の社会参加を目指した職業教育の一環としての就業体験、現場実習など、こういった様々な教育活動のほかに、県立高等学校における通級による指導の実施、また、管理職研修や市町立、私立の教職員も対象としたスキルアップ研修、こういったものを実施しているところです。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

次に、特別支援学級の児童生徒数や学級数の推移についてお尋ねいたします。ここ数年、県内でも特別支援学級が増えていると承知はしておりますけれども、実際に児童生徒数や学級数はどのように推移をしているのかお示しいたできませんでしょうか。

○河野特別支援教育室長Ⅱ県内における特別支援学級に在籍する児童生徒数及び学級数ですが、十年前の平成二十八年度が児童生徒数二千三百三人、学級数は六百二十一学級、今年度、令和八年度速報値でございますが、児童生徒数が五千七百九人、学級数が千百五十四学級となっており、児童生徒数は約二・七倍、学級数は一・八倍と大きく増加しております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。二・七倍ということでした。

また、増加の要因については、午前中の古川委員への御答弁と同じだと理解をしていますので、私からはお尋ねをいたしません。ただ、十年間で二・七倍午前中に御答弁いただいた要因だけでは説明できると私はちょっと思えないんですが、ここではこれ以上深掘りせずに次に進みたいというふうに思います。

次に、インクルーシブ教育と特別支援教育の関係について伺います。

私自身、この二つの考え方について矛盾しているのではと感ずることがあります。つまり、インクルーシブ教育とはできるだけ通常の学級で共に学ぶことを目指す考え方である一方、特別支援教育は一人一人の特性に応じた学びの場

を整える考え方であり、一見すると相反する理念のようにも見えます。しかし、現場では、どちらも重要な考え方として進められています。県教育委員会として、インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の実施をどのような考え方で進めていけるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○河野特別支援教育室長Ⅱインクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう多様な柔軟な仕組みを整備することが重要と考えており、これまでもこの取組が実施されております。

具体的には、特別支援学級に在籍する児童生徒が交流及び共同学習として通常の学級の児童生徒と共に学んでいるケース、それから、通常の学級に在籍する児童生徒が各教科等の指導はおおむね通常の学級での学習に参加しながら、自立活動などの一部の特別な指導を通級指導教室、ここで受けているケースなどがあります。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ御答弁の中で通級指導教室について言及をいただきましたけれども、その通級指導教室について次に伺いたいと思います。

発達障害や言語障害など多様な特性を持つ児童生徒への支援の必要性が高まる中で、通級指導教室の役割はますます重要になっていると感ずています。通級指導教室の県内における児童生徒数、学級数はどのように推移をしているのかお示しをいただきたいと思います。

○河野特別支援教育室長Ⅱ県内における通級指導教室の児童生徒数及び学級数は、十年前の平成二十八年度が児童生徒数九百二人、学級数が六十九学級、それに対して令和八年度、今年度速報値でございますが、児童生徒数が千七百九十四人、学級数が百三十二学級となっており、児童生徒数、学級数ともに約

二・〇倍と増加しております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。それぞれ二倍ということですが、通級指導教室の課題についても伺いたいと思います。

専門性の高い先生が不足しているという現場の声は耳にはしていますけれども、県教育委員会として、現在の通級指導教室にはどのような課題があると認識しておられるのかお聞かせください。

○河野特別支援教育室長Ⅱ通級指導教室を実施する上での課題としては、先ほど委員が御指摘のとおり、専門性を有する教員の確保と育成、これが最も重要な課題というふうに考えております。それに加えて、通級指導教室が他校通級、自分が在籍する学校ではないところの通級指導教室に通う場合ですね、その場合、児童生徒の、あるいは保護者の学校間移動の負担、こういったものが課題の一つとして挙げられると思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

では、その課題を踏まえて、これまでの取組状況について伺います。

通級指導教室の充実への支援を求めた令和七年度の市長会要望に対して県教育委員会からは、通級指導教室の担当教員のニーズに応じた支援を検討する旨の回答がなされています。その後、県教育委員会としてどのようなニーズを把握し、具体的にどのような取組を進めてこられたのか、御答弁をお願い申し上げます。

○河野特別支援教育室長Ⅱ令和七年度の市長会要望では、通級指導教室を担当する教員の養成及び専門性の向上のための新規事業の立ち上げについて要望を受けているところでございます。

県教育委員会では、これまで通級指導教室の新任者に対する研修を実施して

きました。この研修については、令和七年度から対象者を新任者に限定せずに、通級指導教室の担当の経験がある教員などにも拡大し、担当教員の専門性の向上に努めております。対象者を拡大したこと、そして、この周知が広まった効果もあり、受講者数の増加につながっていると考えております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

問いの最後、今後の取組について伺います。

繰り返しますが、通級指導教室は障害のある児童生徒が自分らしく学び、将来の可能性を広げていくための大切な学びの場です。また、保護者にとっても子供の成長を支える大きな安心につながる存在であるというふうに思っています。

今後、さらに支援を必要とする児童生徒の増加が見込まれる中、令和八年度の市長会要望では、通級による指導を担当する教員の養成及び専門性の向上、経験の浅い通級指導教室担当者のフォローアップのための新規事業の立ち上げが求められています。通級指導教室の充実に向けて、県教育委員会としてどのように取り組んでいかれるのか、御答弁をお願い申し上げます。

○河野特別支援教育室長Ⅱ通級指導教室を実施する上では、専門性を有する教員の確保、育成が喫緊の課題というのは委員御指摘のとおりでございます。これまで、昨年度に続き今年度も市町教育委員会の訪問を実施しているところでございます。通級指導教室に関する意見交換を実施しております。

その際、研修の機会を増やしたいけれども、小規模の自治体単独では研修の実施がなかなか難しいという声や、通級指導教室のある学校を巡回し、助言を行う人材がいないと、そういう意味で困っているという声を聞いております。引き続き、専門性を有する教員の確保、育成に向けて、研修の機会の増加などの検討を続けてまいります。

なお、今年度取り組むことの一つとして、先ほど県の取組として特別支援教育に関して中心的な役割を果たす教員を対象とした研修、アドバイザーとしての研修を紹介しましたが、今年度この研修の中には通級指導教室に関するプログラムも組み込んで実施する予定でございます。

障害の有無にかかわらず、全ての子供が同じ場所で学び、共生社会を実現するというインクルーシブ教育の理念を実現していくためには、障害のある子供たちが障害のない子供たちと共に学ぶ機会というものをできるだけ増やしていく必要があると思っております。そういった点でも、この通級指導教室を今後ともより充実させていくという方向で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○中村委員〓御答弁ありがとうございます。

通級指導教室については、県内の市長会からの継続の要望でございます。令和九年度にこの通級指導教室に関する要望を出さなくてもいいように、しっかりと御答弁のとおり取り組んでいただければと思います。

次に移ります。

問いの二、放課後等補充学習支援事業について伺います。

国の第四期教育振興基本計画では、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」が基本方針の一つとして掲げられています。そして、その中で、確かな学力の育成は重要な目標の一つとして位置づけをされています。また、県におかれても、令和八年度佐賀県教育施策実施計画に基づき、「自分らしく学べる『さがん学び』の推進」を施策の柱に掲げ、子供たちの学力向上に取り組まれています。そして、その一環として、中学生の基礎学力の定着を目的とした放課後等補充学習支援事業を実施されていると理解をしています。

私の地元である鳥栖市でも本事業を活用し、市内全中学校において、放課後

や長期休暇中に補充学習が実施をされています。令和七年度に本事業を利用した鳥栖市内の生徒を対象とした意識調査では、以前より意欲的に授業に取り組むようになったと回答した生徒の割合が、実に平均八八・八％になっており、学習意欲の向上という面で成果が認められています。

一方で、近年、本事業に対する国の補助金が減少傾向にあり、市町の財政負担が増えているとの声も聞かれるところであります。

そこで、以下何点かお尋ねをいたします。

まず、事業内容についてであります。

放課後等補充学習支援事業の具体的な事業内容はどのようなものかお尋ねをいたします。

○山崎学校教育課長〓本事業は、県内の市町立中学校及び義務教育学校後期課程におきまして、学習内容の定着が十分に図れていない生徒を対象に、放課後や長期休業等を活用して生徒の基礎学力の定着を図ることを目的として実施しているものでございます。

具体的には、各学校において地域の人材を活用しながら、反復学習や補充的な学習活動を実施しております。県教育委員会では、国の補助金を活用し、実施主体である市町に対して、平成二十六年度から人件費等の補助を行っております。

以上です。

○中村委員〓次に、事業の実施状況についてお尋ねをいたします。

現在、この事業を実施している市町や学校はどれぐらいあるのでしょうか、御答弁をお願いします。

○山崎学校教育課長〓昨年度、令和七年度につきましては十五市町の六十一校で実施しておりまして、今年度、令和八年度につきましては十三市町の五十八校で実施することとなっております。

以上です。

○中村委員「大体全体の七割ぐらいということなんでしょうかね。ありがとうございます。」

学力向上は、住んでいる市町、地域によって機会に差があってはならないというふうに考えますが、未実施校がある要因について、また、その要因、課題に対して、県としてどのような対策や支援を行っておられるのか伺いをさせていただきます。

○山崎学校教育課長「令和八年度、今年度を実施を予定していない七市町の中には、例えば、玄海町の有料の公営学習塾のように、市町独自で生徒の基礎学力の定着に取り組まれているところもございます。市町では、市町や学校の実情や必要性に応じて本事業に取り組まれているものと考えております。」

なお、市町からは、学習指導員の確保が難しいという声も聞いております。

このため、県教育委員会では、学習指導員の確保を目的といたしまして、県内の大学生や退職校長向けに本事業の案内チラシを作成し、配布することで本事業の周知を図っておりまして、市町が円滑に事業に取り組むことができるよう支援に努めております。

以上です。

○中村委員「案内チラシを作って、大学とか退職の教職員さんに見ていただいているという御答弁でございましたけれども、ここが本丸なんです、事業予算についてお尋ねをいたします。」

本事業に係る令和七年度及び令和八年度の予算額、また、補助率についてそれぞれどのようなになっているのか御答弁をお願いします。

○山崎学校教育課長「本事業は、国の補助金を活用して市町へ補助を行っているとあります。市町への補助率は対象事業費の五分の三以内としており、そのうち、国が五分の一以内、県が五分の二以内としております。」

この補助率に基づきまして、県においては、令和七年度と令和八年度はそれぞれ当初予算において一千二百八十一万円の予算措置を行っておりまして、その内訳は、国四百二十七万円、県八百五十四万円となっております。

以上です。

○中村委員「暗算が苦手なんです、四百二十七万円というのは全体の何分の何になるんですかね。今分かりますか、自分が計算しましょうか。」

○山崎学校教育課長「国の四百二十七万円は事業費の五分の一という形になります。」

○中村委員「じゃ、ごめんなさい、私の理解がおかしかったのかな。国は五分の一以内ということで、五分の一を国に出していただいていると理解しているんですか。そうじゃないとお聞きをしていたんですが、もう一度確認します。」

○山崎学校教育課長「当初予算におきましては、国へ五分の一の四百二十七万円という予定でございましたけれども、実際はというところでございます。」

○中村委員「すみません、僕が予算額と聞いたからいかなですね。実際幾らついたんですか。それは何分の何なんですか。」

○山崎学校教育課長「市町からの事業申請希望に基づきまして、国に対して対象事業費の五分の一という形で、実際は令和七年度に三百五十七万二千元、令和八年度二百九十八万九千円の補助金の交付申請を行いました。この交付申請に対しまして、国から令和七年度につきましては、実際は八十七万二千元だったというような形になります。」

以上です。

○中村委員「要は五分の一以内というのがみそなんだろうと思うんですけども、五分の一を期待していたら、実際は二十五分の一ぐらいしか来んやったということだと理解をしているんですが、それでよろしいですかね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。」

何でこんなふうになっているんでしょうか。財政的に一番脆弱な市町に結局負担が集中してしまっている。その理由を御答弁願えますか。

○山崎学校教育課長〓国の補助金が減少したことにつきましては、ちょっとこちらのほうでは分かりかねるところがございます。本事業に関して国の予算規模が縮小したというのは事実としてあるということでございます。

以上です。

○中村委員〓次の質問にも絡んでくるんですが、ちゃんと国、出してくださいという要望はされていると理解していいですか。

○山崎学校教育課長〓そういう要望はしているということです。

○中村委員〓ありがとうございます。

問いの最後、教育長にお伺いをいたします。

放課後等補充学習支援事業は、学習に不安を抱える子供たちに寄り添い、基礎学力の定着を図る上で、また、生徒たちの将来の可能性を広げるという意味においても大変重要な事業だと考えます。しかしながら、今御答弁いただいたように、やり取りさせていただいたように、国の補助金が減少する中、市町の財政負担が増え、事業の継続や拡充が難しくなっています。

県による補助金の増額も含め、市町が安心して放課後等補充学習を継続していくことができる環境づくりについて、県教育委員会として今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○甲斐教育長〓お尋ねのございましたこの事業は、市町におきまして、学校の事情や必要性を踏まえて予算措置、人の確保等、工夫しながら取り組まれているものと承知しております。そして、この事業は、義務教育における学校教育活動の一環として実施するものが対象となっております。やはりこれにつきましては、国に対して政策提案により補助金の確保というのを引き続き要望してまいりたいと考えております。

もとより基礎学力の定着は、授業を軸とした学校での学習というのが基本であるというふうに思っております。この授業の充実というのが欠かせないと考えています。

県教育委員会としましては、子供たちが主体的に学ぶ、それから対話的に学んで深い学びになっていくという、そこを実現する授業の実践ですとか、授業改善に向けた教員研修などの取組を充実させていきたいと考えています。学校現場に役立つ支援、こちらのほうを充実させていきたいと考えています。

学力は、委員からお話がありましたように、子供たちが将来に向かって自分のやりたいことを実現していくための礎となるものでありますので、今後とも市町や学校現場と共に基礎学力の定着にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中村委員〓ぜひよろしくお願いします。

次に移ります。

問いの三、不登校児童生徒への支援についてであります。

近年の社会の急激な変化により、児童生徒を取り巻く環境も多様化、複雑化しています。そうした中、不登校児童生徒数は年々増加しており、令和六年度の国の調査では、全国の小中学校における不登校児童生徒数は三十五万人を超え、過去最多となったとの報道もありました。特に近年は、小学生の不登校児童数の増加が大きな教育課題となっています。

不登校児童生徒への支援は、一時的な対応で終わるものではなく、一人一人の状況に寄り添いながら、きめ細かく、そして、継続的に行っていくことが何より大切だと考えます。県教育委員会におかれても、不登校対策として様々な事業に取り組まれておられますけれども、特に小学校や中学校を所管する市町においては、今後さらに増加が見込まれる小学生を中心とした義務教育段階の

児童生徒への支援について、その負担はますます重くなっていくものと考えます。

県教育委員会には、市町に対して十分な支援を行い、県内の子供たちが将来に希望を持ち、互いを思いやりながら、かけがえのない子供時代を送ることができるようにしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

そこで、何点かお尋ねをいたします。

まず、不登校の現状についてですが、県内の不登校児童生徒数の推移についてお尋ねをいたします。

県内の不登校児童生徒数は、ここ十年でどのように変化をしているのかお示してください。

○高山生徒支援室長Ⅱ県内の不登校児童生徒数のこの十年間の増減について、文部科学省の最新の調査が令和六年度のもので、平成二十七年から令和六年度の十年間ということでお答えをさせていただきます。

平成二十七年度は、小学校で二百十三人、中学校で七百五十四人、小中学校合わせて九百六十七人であるのに対して、令和六年度は小学校八百五十八人、中学校で千三百七十人、小中学校合わせまして二千二百二十八人となっております。小中学校を合計した不登校児童生徒数はこの十年間でおよそ二・三倍となっております。

小学校、中学校、いずれも増加をしておりますけれども、委員御指摘のように、特に小学校は二百十三人から八百五十八人と約四倍に増加をしている状況でございます。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

本当に数字に表れているというところですが、次に、不登校児童生徒数の増加の要因についてお尋ねをいたします。

県内の不登校児童生徒数が増加している要因を、県教育委員会としてどのように分析されているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○高山生徒支援室長Ⅱ文部科学省の調査により、令和六年度の不登校の要因については、小・中・高等学校いずれにおいても、学校生活に対してやる気が出ないの割合が最も高く、次いで小学校と高等学校では生活リズムの不調、中学校では不安、抑鬱の割合が高くなっております。

しかし、不登校の要因につきましては、児童生徒一人一人で異なっております。単一ではない複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多いものと捉えております。例えば、生活リズムの乱れが不登校のきっかけであっても、その背景には友人間のトラブルや学業不振などが影響している場合もあり、不登校の増加の要因を単純に特定することは困難と認識しております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

していただきたい内容の答弁をいただいたというふうに思います。本当に一人一人が違うところだと思うんですが、次に、不登校児童生徒の支援についてお尋ねをいたします。

まず、不登校児童生徒への支援の在り方についてなんですが、子供たち一人一人の状況や気持ちに寄り添いながら、私の前語りでも申し上げたように、きめ細かく、そして継続した支援を行っていくことが必要だと思うんですが、県教育委員会はどのように考えておられるのか、先ほどの御答弁でもありましたけれども、もう一度お尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ不登校児童生徒の状況には、まず、教室には入れないけれども、校内の別室等には登校できる段階、そして、学校には足が向かないけれども、学校以外の施設、例えば、県や市町が設置している教育支援センターですとか、または民間のフリースクール等がございますけれども、こういうと

ころには通うことができる段階、そして、家から出ることが難しくなった段階がございます。そして、子供たちはこれら各段階を行きつ戻りつしながら、例えば、不登校がより深刻な状況になってしまったり、または学校復帰や社会的自立を果たしていくなどの経過をたどっていることが多いというふうに考えております。

県教育委員会では、そのようなそれぞれの子供たちの状態の変化、または段階、プロセスに応じた切れ目のない継続的な支援を行うために、不登校対策総合推進事業に取り組んでいるところでございます。

具体的には、教室には入れないけれども、校内の別室には登校できる児童生徒に対しては、各学校に設置する校内教育支援センターで支援を受けられるよう、学校支援員を配置する市町教育委員会への補助を実施しております。

また、学校には足が向かないけれども、学校以外の施設には通うことができる児童生徒に対しては、県の教育支援センター「しいの木」を設置するとともに、「しいの木」に配置した不登校対応コーディネーターが、市町が設置する教育支援センターを巡回し、助言や研修会等を行う体制を構築しております。

家から出ることが難しい児童生徒に対しては、訪問支援のノウハウを有する民間団体と協働しまして、自宅訪問による学習支援やカウンセリングを行っているところでございます。

また、これらの全体を支える取組としまして、全公立学校にスクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーを配置しまして、教育相談体制の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。御答弁の中で継続した支援というお言葉もいただいたというふうに思っています。

そこで次に、校内教育支援センターの役割について改めてお尋ねをいたしますけれども、不登校児童生徒に対する継続的な支援を行っていく上で校内教育支援センターは重要な役割を担っていると考えますが、県教育委員会としてはどのように捉えておられるのか、改めてお聞かせをいただけますでしょうか。

○高山生徒支援室長Ⅱ校内教育支援センターの役割は、不登校の兆候が見られる児童生徒や不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるようにするもので、本格的な不登校になる手前で食い止めたり、教室復帰を促進する上で重要な役割と認識しております。

子供たちは自分に合ったペースで学習することが可能であるため、児童生徒の不安やストレスが軽減されまして、学習や進学に関する意欲回復の効果が期待されるものと捉えております。

ただし、先ほども述べたところでもございますけれども、不登校のそれぞれの段階に応じた切れ目のない継続的な支援、または総合的に関わるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割等も、これはひとしく重要でございまして、いずれかの段階やプロセスで支援が途切れないように運用していくことが非常に重要だというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ切れ目がないということと継続的なということがキーワードなのかというふうに学ばせていただきましたけれども、御答弁でも言われました、重要な役割を担っている校内教育支援センターへの補助についてお尋ねをいたします。

現在、県が行っている市町の校内教育支援センターへの補助はどのような制度となっているのでしょうか。補助期間、予算額、実際の補助額、補助率など詳しく御答弁願えますでしょうか。

○高山生徒支援室長Ⅱ令和八年度の当該事業につきましては、校内教育支援センターを新規設置する市町に対しまして、校内教育支援センターに配置する支援員の報酬、交通費等に係る経費のうち、一校当たり合計百五十四万円を上限として、国及び県がそれぞれ三分の一の割合で補助を行うというものになっております。また、継続設置校につきましては、国と県で合わせて六十七万円を上限として補助を実施することとしております。

なお、この事業は校内教育支援センターの新規設置促進を目的としておりまして、国が設けた補助期限に合わせまして、県においても補助期限は三年間とさせていただきます。

令和七年度のこの事業の実績につきましては、新規、継続合わせて十六市町三十五校が申請をしております、補助対象経費に対する国からの補助金の実際の交付額の割合は八分の一程度と、もともと国が言っている三分の一を大きく下回っているという状況になっております。

なお、県からの交付額の割合は三分の一ということで実施をしたところでございます。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ御答弁いただきましたけれども、不登校については継続した支援が必要なのに、なぜ三年間だけなのか理解ができません。また、先ほど取り上げました放課後等補充学習支援事業でもそうでしたが、なぜ補助金が減額され、一番弱い市町にしわ寄せが来るのでしょうか。

県教育委員会として、これらの点、制度の不十分な点について、国に対して改善を求める要望は行っておられるのでしょうか、御答弁を求めます。

○高山生徒支援室長Ⅱ国の財政措置が十分でない部分につきましては、まさに今年度、令和八年度希望額の全額を交付するように国への政策提案を行ったところでございます。

また、補助期間の見直しについても、次回の政策提案も視野に入れながら、国への働きかけについて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ引き続き都道府県が束になって、そして、粘り強く御要望いただくようお願い申し上げます。

最後に、県教育委員会独自の取組について教育長にお尋ねいたします。

たくさんある中の一つが校内教育支援センターということは理解をしておりますけれども、不登校対策は子供たちの将来に直結する重要な取組であり、不登校児童生徒が安心して学び、自分らしく成長できる環境を整えるため、校内教育支援センターのように、真に必要な事業については国の制度に依存するだけでなく県が主体的に取り組むこと、つまり、県独自の財源による支援を行うことも積極的に検討していくべきだと考えますけれども、教育長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○甲斐教育長Ⅱ校内教育支援センターについてのお尋ねでございます。

この校内教育支援センターというのは、重要な事業として学校の設置者である市町において予算措置されているものと認識しております。

県教育委員会としては、県、市町、それぞれの役割を踏まえ、各市町がそれぞれでは取り組みにくい広域的な視点が必要な施策、総合的な対策を実施するというのが県の役割と考えております。

例えば、先ほど答弁がありましたように、自宅から出ることが難しい児童生徒もいます。自宅を訪問し、学習支援、カウンセリングを行う訪問支援ですとか、それは県教委で行っていますけれども、規模の小さな市町では難しいと思います。

教育相談体制の充実のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、拡充、それから、県のコーディネーターによる全県的な支援

体制、これらは広域的な調整が必要であつたりと、県ならではのものだというふうに思っております。

このように市町でできない部分について、県として切れ目ない総合対策に引き続き力を入れていきたいと考えております。

委員からありましたように、校内支援センターは、教室に入りづらい子供たちが安心して過ごせる、そして、学習のサポート、相談支援を受けながら、次につながっていく場所でございます。

国に対しては、委員から御紹介のあった国の第四期教育振興基本計画もそうなんですけれども、不登校児童生徒等への支援について定めた教育機会確保法というのがございます。そうした観点からも義務教育段階における全ての児童生徒が教育の機会を適切に得ることができるよう、必要な財政措置を講じていただきたいというふうに考えております。

子供たちへの支援が途切れることがないよう国へ働きかけるとともに、市町教育委員会とも連携しながら、それぞれの役割を果たせるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○中村委員Ⅱ御答弁ありがとうございます。

切れ目がなくて総合的な不登校対策を県にはお願いをしたいと思いますが、同時に、国に対しておっしゃっていただいているように、三分の一以内、五分の一以内だったら、ちゃんと三分の一、五分の一出してくださいと強く言っていたいただきたいし、県が言ったことが通じなくて、例えば、国が三分の一じゃなくて、五分の一じゃなくて、その四分の一とか二分の一とかになったら、県が強く言い切れなかったという責任を持って、その分まで県が出すぐらいの気持ちでいていただきたいなと。市町がその割を食うというか、しわ寄せが行かないようにぜひ配慮いただきたいというのも切にお願いをしたいと。なかなか難しいんでしょうけども、お願いをさせていただいておきます。

次に移ります。

問いの四、進路指導の在り方についてであります。

今月十五日の参議院決算委員会において、立憲民主党の古賀千景参議院議員から、「自衛隊に行く子供たちって経済的に厳しい子供たちが行くんですよ、豊かな子供たちは自衛隊とかなりませんよ」との発言がありました。

私はこの発言を単なる失言とは思っていません。過去約三十年、小中学校の教員として教壇に立ち、さらに、教職員組合の役員も務めてきた人物が、長年の教師経験を通じて形成した自衛隊に対する認識であり、職業観なのだと理解をしています。

そして、私がこの発言の中で特に罪深いと思うのは、「豊かな子供たちは自衛隊とかなりませんよ」の「とか」の部分です。

昨日、全日制の総合学科高校である県立神埼清明高等学校を委員会で訪れ、介護技術コンテストへの取組などを視察させていただきました。また、先ほど一ノ瀬委員からは、全国産業教育フェアについての質問もございました。

とかならない、農家とかにはならない、介護士とかにはならない、建設業とかにはならない、公務員とかにはならない、自衛隊とかにはならない、そう言われた側、そして、その家族は、また、そうならうと頑張っている学生たちはどう感じるのでしょうか。「何々とか」という言葉にはその職業そのものを低く見る意識、差別意識が含まれています。そして、その発言をしたのが長年教育現場に身を置いてきた教師だったということに、私は寒けを感じました。

教職員組合の中には、長年、自衛隊は憲法違反の存在であると主張してきた団体もあります。もちろん教師一人一人の思想、信条は自由であり、どのような政治的考えを持つと、それ自体を否定するものでは全くありません。しかし、今回の発言を聞いて、長年、そうした政治信条を持つ団体に身を置くことで、自衛隊という職業に対する偏見や差別意識が知らず知らずのうちに形成さ

れたのではないか、そんな危惧を私は抱いたのであります。

そして、佐賀県にも同様の政治信条を持った教職員組合が存在し、そこに所属する教職員もおられます。私はその先生方が偏った進路指導していると言っているわけではありません。そうではなく、教師自身の、大学進学のほうがよい、自衛隊より別の職業のほうがよいといった価値観が、生徒への言葉遣いや進路相談の中に無意識のうちに現れてはいないのか、そこを心配しています。

教育とは、教師の価値観を教え込むことではなく、子供たちが自らの意思で自らの人生を選択できるよう支えることではないでしょうか。進学する学生も、就職する学生も、農業を志す生徒も、介護の道を選ぶ生徒も、建設業を志す生徒も、そして、自衛隊を志す生徒も、全て等しく尊重されなければなりません。

そこで、まず一点目として、長年、教育現場に身を置いた元教師による今回の発言を、進路指導の観点から、教育委員会としてどのように受け止めておられるのか、自ら高校教師として進路指導も行っておられたというふうにお聞きをしています。学校教育課長に御答弁を求めたいと思います。

○山崎学校教育課長 先ほど委員のほうから進路指導についてという御質問がございました。

教育基本法におきましては教育の目標の一つに、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活の関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」とございます。

各学校では、社会を支える多様な職業について知り、生徒が自らの希望や適性に応じて進路を選択できるよう、指導、支援をしているところでございます。

以上です。

○中村委員 僕の聞き方が悪かったですかね。前語りが長かったですね。

今回の発言をどう受け止めておられるかとお尋ねをしています。

○山崎学校教育課長 今回の古賀千景参議院議員の発言につきましては、県の

教育委員会の立場としては申し上げることはございません。

以上です。

○中村委員 では、「自衛隊とかなりませんよ」というのは問題なかったとお思いですか。

○山崎学校教育課長 私自身、先ほど委員の御発言にもありましたけれども、高校の教員だということで、私自身がそういう発言をしたことはもちろんございません。それから、教員という立場、現職の教員であれば、そういった発言というのはしないであろうし、万が一することになれば、それは問題かなというふうに考えております。個人的にはそういうふうに思っております。

○中村委員 ぎりぎりのところで御答弁ありがとうございます。

次に進みます。

教師も人間であります。政治的信条もあれば、国家観もあり、職業観もあります。だからこそ、教師自身が自分の価値観が知らず知らずのうちに生徒の進路選択に影響を与えていないか、常に自問自答する姿勢が必要だと私は思います。

県立高校における就職に関する進路指導について、特定の職業を差別せず、生徒が希望する職業について適切なアドバイスができているのか。また、その適切なアドバイスが行われていることを県教育委員会としてどのように確認をしておられるのかお伺いをいたします。

○山崎学校教育課長 高校におきましては、担任だけでなく、教科担当者や学年主任、部活動の顧問など、様々な立場の教員が生徒と関わる中で学校全体がチームとして進路指導を行っております。

さらに、各高校におきましては、キャリア教育の一環として将来の様々な職業に従事する方を招いて話をいただく機会をつくっており、自分の将来を主体的に選択できるよう取り組んでおるところでございます。

また、委員の御発言の中にどのように確認しているかということがございましたけれども、高校におきましては、生徒や保護者に対して教職員の指導や学校の運営に関するアンケートを実施しておりまして、生徒や保護者との面談も行っております。それらを通して、生徒や保護者からの声を拾い上げるような形をつくっております。もし、偏った進路指導等があれば、そこで確認できると考えております。

以上です。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

差別してはいけないという意識だけでなく、自分は無意識の偏見を持っていないかという視点も大切だというふうに私は思います。人は誰しも、知らず知らずのうちに、大学進学のほうが立派、職業のほうが安定している、この仕事は大変そうだったといった価値観を持ってしまいがちです。だからこそ、進路指導に携わる教師には、自らの価値観を常に点検し、生徒の選択を最大限尊重する姿勢が求められます。

何々とかにはならない、そんな空気が、たとえ言葉にならなくても、教室の中に存在するような学校ではあつてはならない。

そこで、最後に伺います。

職業差別はあつてはならないこと、また、教師個人の思想、信条や職業観を進路指導に持ち込まないことについて、教職員に対する指導や研修はどのように行われているのでしょうか。課長、御答弁をお願いします。

○山崎学校教育課長Ⅱ職業差別に限らず、様々な差別行為や発言を行ってほしくないということは当然のことでございます。

教職員に対しましては、人権に関する研修を毎年計画的に行っております。

また、各学校では教職員全員でサービスやコンプライアンスについて再確認をする「サービス指導0（ゼロ）の日」なるものを毎月設けておりまして、教職員一人一

人の法令遵守意識や倫理観を高めるようにしております。

今後も教職員に対する研修を継続していきたいと考えております。

以上です。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

課長ができる答弁というのはやっぱり限界があります。問いの最後にやっぱり教育長にもお尋ねをいたします。

今回の元教員の発言を、古賀参議院議員の発言をどのように受け止めておられるのでしょうか。しっかりと御答弁を願いたいと思いますし、今後も、職業差別のない進路指導を堅持し、子供たちが自らの意思で将来を選択できる教育を守り抜いていただきたいと強く願いますけれども、教育長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○甲斐教育長Ⅱ今回の国会議員の発言についてということでございます。

一般に国会での議員の発言というのは政治的意図を持って発言されることが多いと思っておりますので、特定の方の発言そのものについて、教育に携わる公務員として私が発言するのは適切ではないというふうに考えております。

委員からございましたように、職業差別がないようにという思いは私も受け止めておりまして、その内容につきましては、先ほど課長から答弁したとおりでございます。

子供たちが自ら自分らしく自分の進路を選んでいける、大人が何かゆがめることがないように、子供たちの選択肢を逆に広げるような、そういう働きかけというのを常に大切にしながら子供の進路指導というのに当たっていききたい、そのような教育委員会でありたい、学校でありたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱよろしく願います。

最後の問いに移ります。最後の問いは、古賀千景議員の発言のもとになった「まるわかり！日本の防衛」についてです。

防衛省は子供たち向けの資料として「まるわかり！日本の防衛」を作成しています。これはホームページから印刷したもので、（資料を示す）カラーで、中に写真もたくさんある三十四ページのもんです。ほとんどの漢字には振り仮名があつて、自衛隊の役割や災害派遣の状況、我が国を取り巻く安全保障環境など、すごく分かりやすく説明された資料であります。

自衛隊は、災害発生時の人命救助や物資輸送など、県民生活に欠かすことのできない重要な役割を果たされています。また、世界に目を向ければ、今なお戦争や紛争が続いており、国防や安全保障について考えることは決して遠い世界の話ではありません。

また、佐賀県内には陸上自衛隊の目達原駐屯地、佐賀駐屯地、鳥栖分屯地、そして、航空自衛隊の脊振山分屯基地があります。そして、皆さんよく覚えておられると思います、令和元年佐賀豪雨の際などには自衛隊の皆さんに本当に助けていただきました。

そういう佐賀県に住む県民、子供たちが、自衛隊とはどのような組織なのか、どのような役割を果たしているのかを学ぶことは大変意義あることではないでしょうか。

そこでまず、お尋ねをいたします。

この「まるわかり！日本の防衛」という資料の内容について県教育委員会としてどのように受け止めておられるのでしょうか、御答弁を願います。

○山崎学校教育課長Ⅱ「まるわかり！日本の防衛」についてでございます。

本資料につきましては、災害派遣や防衛など、自衛隊の役割等について小学校高学年にも分かるように、防衛省によってまとめられたもののだと理解をしておるところでございます。

以上です。

○中村委員Ⅱお尋ねしますが、何か内容に問題あるように見えましたか、読めましたか。

○山崎学校教育課長Ⅱ目を通しました。

先ほどから委員の御指摘がありました、私、高校の教員だということは言っていたきましたので、一人の大人である私が読みまして、知らなかったことも知ることができたという大人としての感想はございます。

コースとか、階級などの記述もありました。災害派遣等はそうやって尽力いただいているというのはもちろん知っておりまして。

高校の教員としましては、就職先として高校生とかに質問を受けた際にあまり詳しいところも知らなかったなということで、私自身は大人として参考になったところはございました。

以上です。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

次に、この冊子の取り扱いについてです。

令和七年三月に九州防衛局から県教育委員会に対して小学校への配布について相談があったというふうに聞き及んでいます。

防衛省が作成した冊子であり、しかも子供たち向けの資料でありますから、県教育委員会としても、その内容を確認し、どのように対応すべきか検討されたものと思います。

そこで、お尋ねでございます。

九州防衛局から配布について相談があった際、県教育委員会として、どのような検討を行い、どのように対応されたのでしょうか、御答弁を願います。

○山崎学校教育課長Ⅱ令和七年三月、九州防衛局から二名が県を訪問されて、県内の小学校にこの「まるわかり！日本の防衛」を配布したいとのことで、そ

の方法について相談がありました。

小学校への配布希望であることから、所管である各市町教育委員会と直接やり取りをしていただくように伝え、御了承いただいたというふうになっております。

以上です。

○中村委員Ⅱ直接所管である市町の教育委員会とやり取りをするようにお伝えをしたという御答弁でございましたが、質問に戻ります。

先ほど課長、大人として、個人として、参考になる資料だったというふうにおっしゃいましたけれども、少なくとも市町教育委員会にコンタクトを取るように伝えたということは、冊子の内容には何か問題があるとは思っていないと、子供たちが見ても、最終的に決めるのは市町の学校側だと思いますけど、ただ、それを見せると判断をされても問題ないというふうには判断されたと理解していいですか。

○山崎学校教育課長Ⅱ県のほうではそういう判断をしておりますので、先ほど申しましたように、小学校に配布したいので、その方法を教えてくださいということと伺っておりますので、ほかの刊行物と同じように、小学校へ配布する場合はこういうやり方です、こういう方法が取れますというのを御紹介をしたという形で受けております。

以上です。

○中村委員Ⅱ中身のよしあしというか、中身も確認せずに市町に直接連絡をとってくださーいというのは、あまりにも無責任じゃないですかね、いかがですか。

○山崎学校教育課長Ⅱ中身の確認もせずにと申しますか、そういった刊行物というのは結構多く出されております。小学校への配布につきましては、所管する市町の教育委員会が主体的に判断するものと考えておりますので、配布の相

談があつた場合には、これまで同様に、直接所管である市町の教育委員会に相談していただくようにというふうに伝えていくということです。

以上です。

○中村委員Ⅱ私でも知っていますが、冊子、資料を最終的に学校現場でどのように活用するかは市町教育委員会や学校の判断になります。しかし、県教育委員会としても、子供たちが自衛隊の役割や国防について学ぶ機会を確保するという観点から、一定の役割を果たすことができるのではないのでしょうか。例えば、お隣の長崎県のように、各学校へ一定数を配布するという方法もあります。あるいはまず各学校一冊配布した上で希望数を改めて取りまとめる方法もあるでしょう。また、学校が必要と判断した場合は、防衛省へ直接追加配布を依頼できるように県教育委員会が橋渡しをするということも考えられると思います。いずれの方法であつても、まずは学校現場が冊子に触れ必要があるかを判断できる環境を整えることが大切なのではないでしょうか。そして、そうすることが県教育委員会の役割ではないでしょうか。

今後、再び防衛省側からこのような資料の配布や活用について相談があつた場合、県教育委員会としてどのような方法で学校現場につないでいくお考えなのか、改めて伺います。

○山崎学校教育課長Ⅱ先ほども申したかもしれませんが、国の機関等からの刊行物につきましては、当該機関から直接各市町や各学校に直接配布されるケースというのが多いというふうに考えております。

それから、委員先ほど説明がありました長崎県につきましても、配布をされたのは直接市町のほうに配布されたというふう聞いております。

もちろん県のほうでストップをかけるということは全然なくて、各市町に配りたいですよということです。どうぞということでその方法をお教えしたと、令和七年三月ですけれども、お教えしたような状況でございます。

あと、市町のほうも、小学校の設置者でもありますし、所管をしておりますので、その使用等につきましては、ほかの教科書選択も市町のほうでやり、教材とか図書選びのほうも市町のほうでやり、市町のほうで判断をされて適切に扱われるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ改めて伺います。

今度、九州防衛局からまた相談があつて市町に送りたいんだけど聞かれたら、どうぞと答えるんですね。

○山崎学校教育課長Ⅱはい、もちろんでございます。

また、この令和七年三月からは、現在まで一年以上たっておりますけれども、そういった九州防衛局からの相談等はあつていないというふうに聞いております。

そういう中で、もし九州防衛局から同じような相談があつた場合は各市町のほうにどうぞというふうに申し上げますし、逆に各市町のほうから、こういう冊子があるらしいけれども、どこに尋ねたらいいだろうかと言ったら、九州防衛局のほうへどうぞと、そういうふうにお伝えするという形でございます。

以上です。

○中村委員Ⅱよく言われるんですけども、今回の古賀千景参議院議員の発言はとても許されるものではないんですが、一つだけいいことがあるとすれば、「まるわかり！日本の防衛」というのが日本に広まったということだと僕は理解をいたしております。

先ほどもそうです。課長答弁にはやっぱり限界がありますので、最後に教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

私は、この冊子は自衛隊の活動や災害派遣の実態、そして、我が国を取り巻く安全保障環境について、子供たちが知るきっかけとなる資料であるというふ

うに考えています。

もちろん、多様な視点を持ち、客観的な事実に基づいて学ぶことが大前提であります。その上で、自衛隊がどのような役割を果たしているのか、また、国の平和と安全をどのように守ろうとしているのかを知ることは、将来の社会を担う子供たちにとって大切な学びの一つであると私は考えます。

教育長は、子供たちが自衛隊や安全保障について学ぶことの意義についてどのようにお考えでしょうか。これまでの学校教育課長の御答弁に対する補足があれば、それとあわせて御答弁をお願いして、私からの質問を終わります。

○甲斐教育長Ⅱ私のほうに自衛隊の活動とか実態とかを知ることが大切ですよ、ねというお話があつたというふうに思っています。

自衛隊もそうなんですけれども、平和と安全というのは、私たち人類の幸福を実現するためにも不可欠な前提であろうというふうに思っております。やっぱり日本国憲法が目指す平和主義の下に、国の防衛であつたりとか、安全保障であつたりとかと、その意義ですとか、国際社会における我が国の貢献であるとか、そういったことを深く学ぶというのは非常に大切なことだと思っております。

そして、学んだ子供たちが国際社会の平和と発展に寄与すると、そういうふうに着いていくことを期待しておりますので、そういう学ぶ機会というのは大切だと思っておりますし、今現在も社会科であつたりとか、学年が進んでいくと公民ですとか、そういったところで学ぶようになっておりますので、段階的に子供たちが学んでいくものと、そういうふうに承知しております。

以上でございます。

○青木委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後四時二十八分 休憩

午後四時二十九分 開議

○青木委員長「それでは、委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりませんので、討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

○青木委員長「まず、甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第四十号議案中本委員会関係分、乙第四十一号議案、乙第四十二号議案及び乙第四十七号議案、以上五件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長「全員起立と認めます。よって、以上五件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、請第一号請願「佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直しを求める請願書」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長「全員起立と認めます。よって、本請願は採択されました。

お諮りいたします。

ただいま採択されました請第一号請願「佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直しを求める請願書」につきましては、執行機関に送付し、後日、その処理の経過及び結果の報告を求めることを議長に申し出たいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長「御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らせていた

できます。

○ 継 続 審 査

最後に、二月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長「御異議なしと認めます。よって、以上の四件についての継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきたいと思います。

それでは、これもちまして文教厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後四時三十二分 閉会

速 記 者 吉 末 久 子